

横浜市衛生研究所再整備基本構想（概要）

1 衛生研究所の現状と課題

現在の施設は築 41 年が経過し、施設の老朽化や狭隘化などが目立ち、高度かつ多様な試験検査が要求される検査体制に十分対応できなくなっている。

2 衛生研究所のコンセプト

(1) 目指すべき姿

ア 市民の健康と安全安心を守る要（砦）

保健所と一体となって、多様化する健康危機に的確かつ迅速に対応し、科学的・技術的な面から市民の健康と安全・安心を守る横浜市の公衆衛生分野の中核的研究機関としての役割を担う。

(2) 果たすべき役割

ア 公衆衛生分野の中核的・先導的な試験検査・調査研究の拠点

(ア) 健康危機発生時の緊急対応…迅速・集中的な検査実施による早期原因究明等

(イ) 先進的、高度な技術力を要する検査…基準や方法が未確立な場合への対応等

イ 市内の公衆衛生情報の集約・分析・発信拠点

ウ 市内の公衆衛生分野における試験検査等の人材育成拠点

エ 開かれた研究所…施設見学の受入、公衆衛生に関する市民への啓発

オ 安全・環境に配慮した施設管理運営

3 強化すべき機能

(1) 健康危機管理に対応した検査能力

ア 新型インフルエンザ等の感染症や食中毒など健康危機発生時の検査体制強化
→短時間でより多くの検体を処理できる設備・体制の整備

イ 市民ニーズの高い、残留農薬・食品添加物等の検査体制強化
→ポジティブリスト制導入に伴う検査項目の増加に対応した機器や検査室の整備

ウ 化学物質等による健康被害発生時の検査体制強化
→有害な化学物質や毒性の強い物質を安全に検査できるための安全実験室の整備

(2) 調査研究機能

健康危機管理への対応として、原因究明に関する検査は迅速に対応することが求められることから、緊急時への備えとして平時から技術レベルの維持向上につながる調査研究を強化

4 施設整備基本方針

(1) 将来的な変化への対応

衛生研究所の再整備にあたっては、平常時から健康危機発生時への検査対応の変化や将来的な検査需要の変化等に柔軟に対応できるように、レイアウト変更を見据えて諸施設の規模や構造、設備等を検討する必要がある。

(2) 効率的な施設整備

業務の見直しに伴う施設・設備の必要性の再検討、あるいは部門内における施設・設備の共有化等により、面積を圧縮していくことも必要である。

(3) 整備にあたっての具体的な対応

ア 安全性の確保

(ア) 安全な微生物検査のため、WHO の指針に基づき、細菌、ヒト由来ウイルス、動物由来ウイルスの試験検査については、バイオハザードを区分し、それぞれの区分に、感染症法に定める基準に合致した生物系安全実験室 (BSL3) を設置する。

(イ) 化学物質による健康被害に対応するために化学物質を分析する際の実験室として化学系安全実験室を新たに設置する。

(ウ) 実験室における換気装置を適切に配置し、無害化して屋外へ排出する。

(エ) 実験室からの排水については、業者回収又は無毒化、無害化処理をする。

(オ) 免震構造の導入により耐震性を確保する。

(カ) 入退室管理や在庫管理等のセキュリティ対策を行う。

イ 精度管理への対応

(ア) 検査スペースと事務スペースを完全に分離する。

(イ) コンタミネーション (微生物、遺伝子、化学物質等の意図しない混入によって、試験検査環境が汚染されること) のおそれがないように取り扱う物質等により検査室を区分する。

(ウ) 検体受付スペースを部門毎に設置する。

(エ) 実験室や保管庫における機器からの放熱等、部屋毎の温度環境条件に対応するため、個別空調が可能な構造を確保する。

ウ 情報管理・発信機能強化のための設備導入

データ管理システムの導入により、検査研究部門における情報管理を強化する。

エ 啓発機能の充実

検査研究部門の廊下において、見学者に情報提供を行うためのパネル展示等を行うほか、講堂や会議室、研修室を市民啓発のための施設公開等を行うスペースとして活用する。

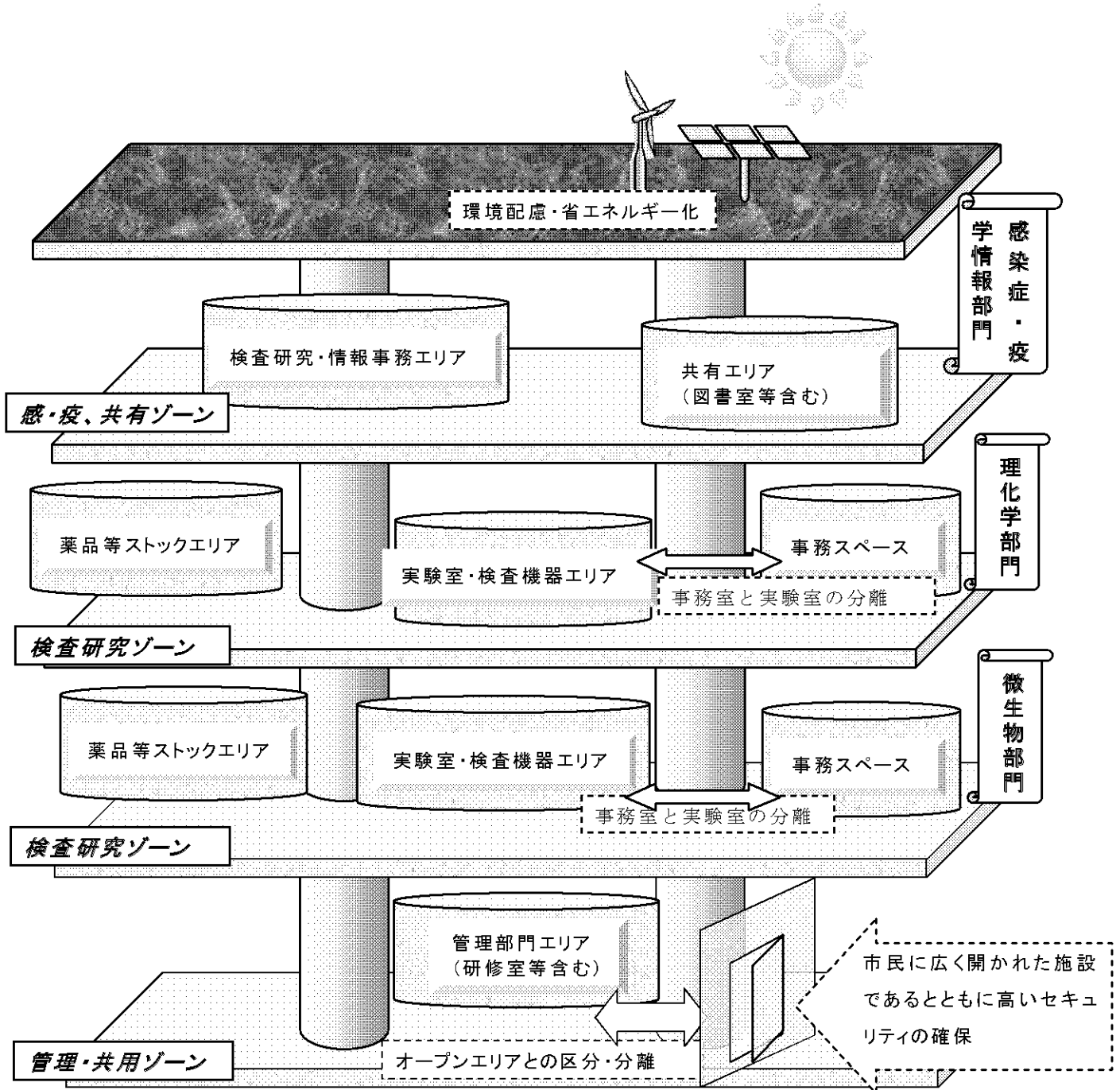
オ 地球環境への配慮

太陽光発電等再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入、屋上緑化を敷地内の緑化等、施設面での環境対策導入を検討する。

【参考】

新衛生研究所イメージ図

(※あくまでもイメージ図であり、実際の施設の階層、配置等を示すものではありません。)



5 新たな衛生研究所の施設規模

(単位：m²)

	現状	再整備案*	増減	主な増加理由
微生物部門	1,200	1,800	600	BSL3 設備の設置、対象別実験室の設置、実験室と事務室の分離
理化学部門	1,400	2,400	1,000	安全実験室の設置、機器室の拡充、実験室と事務室の分離
感染症・疫学情報部門	130	150	20	
管理部門	150	160	10	
所共通	350	500	150	24 時間健康危機対応のための設備設置等
廊下等共有スペース	1,870	2,790	920	延床面積拡大に伴う増加
計	5,100	7,800	2,700	

*現時点での試算。建物の形状や部屋の配置等により
今後変動します。

6 移転先（金沢区旧富岡倉庫地区）の選定理由

- (1) 市有地を活用でき、土地取得にかかる費用を削減することができること。
- (2) 幹線道路・首都高速道路インターチェンジやシーサイドライン南部市場駅に近し、交通の利便性が高いこと

※昨年5月、市有地に設定されていた米軍の優先通行権が消失

7 整備手法（PFI）の検討 → 従来方式が適当

衛生研究所のような運営の自由度が低く、かつ、維持管理費がすでに圧縮されている場合は、PFI 方式によるメリットは生まれにくい。

また、事業スケジュールについて、PFI の場合、事業の発意から工事契約に至るまでの期間が事業全体のスケジュールに影響し、事業化に要する期間が長くなると考えられる。衛生研究所の施設では老朽化・狭隘化が著しく、早急な対応が必要であるため、従来方式で整備することが適当と考えられる。

健康福祉・病院経営委員会
平成 22 年 3 月 16 日
健 康 福 祉 局

横浜市衛生研究所再整備基本構想

平成 22 年 3 月

横浜市健康福祉局

目 次

はじめに	1
1 衛生研究所の現状と課題	2
(1) 衛生研究所を取り巻く環境	3
(2) 衛生研究所における機能・業務面の現状と課題	4
(3) 衛生研究所における施設・設備面の現状と課題	6
2 衛生研究所再整備の基本方向	7
(1) 衛生研究所再整備に向けた基本的な考え方	7
(2) コンセプト	8
3 機能と施設	11
(1) 機能	11
(2) 施設	13
4 施設規模及び必要施設の検討	19
(1) 施設規模の検討	19
5 移転先の検討	19
(1) 移転先及び敷地規模の検討	19
6 整備手法・事業手法等の検討	21
(1) 公民協働整備手法の整理	21
(2) 公民協働整備手法の比較	23
資料 1. 衛生研究所再整備基本構想策定検討会の開催状況	27
資料 2. 衛生研究所再整備基本構想策定検討会 議事録	28
(1) 衛生研究所再整備基本構想策定検討会（第 1 回）議事録	28
(2) 衛生研究所再整備基本構想策定検討会（第 2 回）議事録	33
(3) 衛生研究所再整備基本構想策定検討会（第 3 回）議事録	39
(4) 衛生研究所再整備基本構想策定検討会（第 4 回）議事録	44
(5) 衛生研究所再整備基本構想策定検討会（第 5 回）議事録	49
資料 3. 衛生研究所の再整備に向けた課題及び必要施設・設備の整理	57

はじめに

衛生研究所は、平成 19 年度から 20 年度にかけて、横浜市中期計画「重点行財政改革－最適な主体・手法によるサービスの提供」に基づき、外部の視点を取り入れた業務の見直し、最適な主体や手法の選択を検討するため、環境科学研究所とともに外部有識者による「調査研究・試験検査機関のあり方検討」を行った。

その結果、衛生研究所は、「高まる健康危機管理のニーズに対し、これまで以上に迅速で的確な対応を行うため、人材育成、関係機関との連携強化、施設整備などを図る必要がある。」とされ、併せて民間検査機関への委託や他機関との連携など、業務の見直しを行い、効率化を図っていく必要があるとされた。

また、衛生研究所の主な機能である試験検査、調査研究、研修指導、情報収集・解析のうち、試験検査機能については、行政処分の根拠となる検査や健康危機管理に関する検査は、行政が責任を持って行うべき、とされ、調査研究機能については、他の機関との連携や役割分担により効率化を図るとともに情報交換、技術交流、共同研究などにより研究の質を高め、成果を行政施策に反映させていく必要がある、とされた。

さらに、このような試験検査・調査研究を推進するために、業務成果を評価する仕組み作りや専門職としての配置など人材を育成することが重要であることも示された。

こうした経緯を踏まえ、平成 21 年度は

- 1 衛生研究所の基本方向
- 2 施設規模及び必要施設
- 3 移転先
- 4 整備手法

等の検討を行い、その結果を「横浜市衛生研究所再整備基本構想」としてまとめたので報告する。

1 衛生研究所の現状と課題

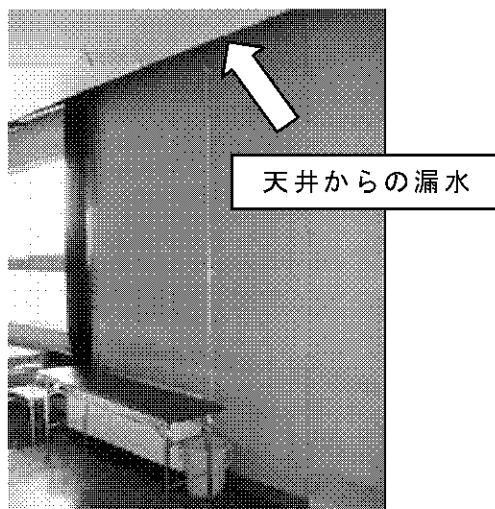
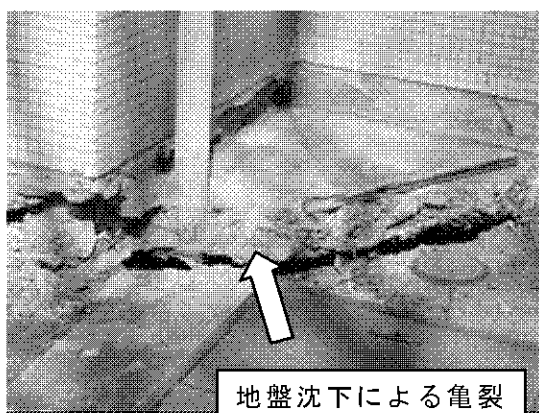
本市の衛生研究所の歴史は、昭和 31 年に旭区の神奈川県衛生研究所の一部を借りて、「食品衛生検査所」として発足したことに始まる。

そして昭和 34 年に「衛生研究所」に改組し、南区で業務を開始した。

その後昭和 43 年に現在の場所（磯子区滝頭）に移転し、試験検査や調査研究などを通して市民の健康と安全・安心を守る機関として、今日まで本市の公衆衛生行政の一翼を担ってきた。

しかし、現在の施設は築 41 年が経過し、施設の老朽化や狭隘化、設備の陳腐化などが目立ち、高度かつ多様な試験検査が要求される検査体制に十分対応できなくなっている。

■ 横浜市衛生研究所の現状



■ 横浜市衛生研究所の施設概要

所在地	横浜市磯子区滝頭一丁目2番17号		
敷地面積	3,457.289 m ²		
施設	本館	別館	付属施設 (薬品庫、ボンベ庫、車庫)
構造	鉄筋コンクリート造 地上5階建	鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建	—
延床面積	4,037.32 m ²	1,065.33 m ²	51.02 m ²
竣工	昭和43年4月	昭和56年11月	昭和56年11月

衛生研究所の再整備について検討するにあたり、「調査研究・試験検査機関のあり方に関する検討会」における検討結果を踏まえ、衛生研究所の現状と課題を整理すると、以下のような点があげられる。

(1) 衛生研究所を取り巻く環境

ア 健康危機の増大

近年、新興感染症や食品に関する事件・事故、医薬品成分を含有した食品による健康被害等様々な健康危機が発生しており、健康危機の増加が懸念されている。

具体的には以下のようなものがあげられる。

(ア) 新興・再興感染症

- a 新型インフルエンザ、SARS、ウエストナイル熱等の発生の危惧
- b HIV感染者の増加
- c ノロウイルス、腸管出血性大腸菌(0157等)による食中毒の発生

(イ) 違法薬物による社会不安

- a いわゆる健康食品から検出される医薬品成分
- b 脱法ドラッグによる薬物乱用の増加

(ウ) 化学物質等による健康危機発生機会の増大

- a 化学物質等による健康被害の発生機会の増大

イ 健康・安全安心に対する市民の関心の高まり

近年、輸入食品や健康食品の安全性の問題等、食の安全や健康に対する市民の関心が高まっている。

具体的には以下のようなものがあげられる。

(ア) 食の安全性に対する関心の高まり

- a 食品の偽装事件の発生
- b 輸入食品における残留農薬、違法添加物等の事件・事故の発生
- c 未承認の遺伝子組み換え食品やアレルギー物質を含む食品表示の問題

(イ) 健康志向の高まりと健康関連商品・サービスの安全性確保

- a 痩身、強壯を広告する健康食品からの医薬品成分検出
- b 屋内プールやスーパー銭湯等によるレジオネラ症の発症事例の発生

- c シックハウス等の化学物質に対する不安
- d 安全でおいしい飲料水へのニーズの増加

ウ 横浜市の市政運営の視点

横浜市では、民の力が存分に発揮される都市を目指し、限られた経営資源を有効に活用しながら、多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、公的サービスについて、時代の変化等を踏まえた公と民の役割分担の見直し、最適なサービス提供が求められている。

(2) 衛生研究所における機能・業務面の現状と課題

ア 健康危機管理への対応（衛生研究所を取り巻く環境変化への対応）

衛生研究所は、横浜市における公衆衛生分野における中核的研究機関として、新型インフルエンザ等の新興・再興感染症、ノロウイルス等による食中毒、食品中の残留農薬やアレルギー物質、健康食品中の医薬品成分等への対策など、増加する健康危機に対して的確・迅速に対応していくことが求められている。

具体的には以下のような課題への対応が求められる。

- (ア) 新型インフルエンザ、結核等の新興・再興感染症やノロウイルス等の食中毒の原因究明に係わる遺伝子解析等の試験検査の充実・強化
- (イ) 新型インフルエンザの流行が懸念される中でより迅速かつ的確な感染症情報の収集・解析・提供
- (ウ) 食品の残留農薬のポジティブリスト制導入に伴う一斉分析や食品のアレルギー物質への対応等、多様化する試験検査への対応
- (エ) 生活習慣病などの地域保健対策に係わる疫学情報等の解析機能の充実
- (オ) いわゆる健康食品による健康被害の原因究明、被害拡大防止

イ 精度管理…所内の精度管理、民間検査機関が実施する検査の点検・評価

衛生研究所が実施する試験検査は、健康危機発生時の原因究明や行政処分等の科学的根拠となることから、正確で再現性のある試験検査を行うとともに、精度管理を十分行う必要がある。

また、横浜市が委託する民間検査機関における検査の信頼性を確保するために、衛生研究所においてクロス検査の実施や精度管理状況の点検・評価、行政指導に基づく技術指導を行うなど、民間検査機関の精度管理に対応していくことが求められる。

ウ 人材育成…職員の技術力の維持・継承

衛生研究所は、横浜市における公衆衛生分野における中核的研究機関として健康危機発生時の原因究明や行政処分等の科学的根拠となる検査を実施しており、的確かつ迅速に対応することが求められる。また、健康危機の増加に伴い衛生研究所が対応すべき試験検査も多様化することが見込まれる。

衛生研究所において、こうした多様かつ高度・専門的な試験検査や調査研究に対応するための人材の確保と、職員の技術力の維持・継承を行うための対策が必要となる。

エ 民間との役割分担…民間委託

健康危機の増加や健康・安全へのニーズの高まりを踏まえ、衛生研究所に対する試験検査ニーズは高まることが予想される。一方、衛生研究所における限られた資源を有効に活用しながら多様化、高度化する試験検査ニーズに対応するためには、従来、衛生研究所が実施してきた試験検査のうち、行政として直接実施すべきものを検証し、民間に委託可能なものについては民間に委託するなど、民間との役割分担を図っていくことが求められている。

民間検査機関に検査を委託する場合、衛生研究所は検査の信頼性を確保するため、クロス検査や精度管理状況の点検・評価ができる技術レベルを保持しておくことが重要である。

(3) 衛生研究所における施設・設備面の現状と課題

ア 施設の老朽化…耐震性、設備の劣化

現在の衛生研究所は、本館が昭和 43 年 4 月の竣工から築 41 年が経過し老朽化が著しい状況にある。平成 15 年に実施した保全計画に関する調査では、躯体の大幅な修繕の必要性や電気容量の不足、空調・給排水設備等の劣化など、施設全体について全面的な改修が必要との報告がされている。

また、平成 18 年に実施した耐震診断結果では、建て替えもしくは大規模修繕の必要がある建物と判定され、平成 27 年度までに具体的な対策をとるよう求められている。

さらに現状では、精度管理や安全確保のために必要なスペースが十分に確保できていないところや、廊下にまで備品を置いているところがあるなど、施設の狭隘化も課題となっている。

イ 安全性…試験検査等の安全な実施環境、セキュリティ対策

衛生研究所では、試験検査等で取り扱う微生物や化学物質による職員や周辺環境への影響を取り除くために安全な実験室の拡充整備が課題となっている。

さらに近年、化学物質や感染性の微生物を使用する試験・研究機関は、入退室管理や在庫管理など施設のセキュリティ対策が強く求められるようになってきている。

ウ 多様化、高度化する試験検査への対応…必要な施設・設備の確保

健康危機の増加に対応し、多様化、高度化する試験検査等に対応できるように必要な分析機器を確保するとともに、平常時の試験検査・調査研究業務における使用を通じて検査機能の技術水準を維持できるような対応が求められる。

2 衛生研究所再整備の基本方向

衛生研究所の再整備にあたっては、「調査研究・試験検査機関のあり方に関する検討会」における検討結果、前述した衛生研究所を取り巻く環境と衛生研究所の現状と課題を踏まえ、以下のような基本的な考え方及びコンセプトに基づくこととする。

(1) 衛生研究所再整備に向けた基本的な考え方

ア 横浜市の公衆衛生分野の中核的研究機関

地域保健法に基づく基本指針や指針を受けた地方衛生研究所設置要綱、それらを踏まえて制定された横浜市衛生研究所条例等の各種法令に基づき、市民の健康・安全・安心に関わる①試験検査、②調査研究、③研修指導、④情報の収集・解析・提供等の業務を担っている。

また、近年、新型インフルエンザ等の新興・再興感染症、ノロウイルス等による食中毒、食品中の残留農薬やアレルギー物質、健康食品中の医薬品成分等への対策等の健康危機の増加に伴い、多様化する健康危機への対応が求められている。

これからの衛生研究所は、多様化する健康危機に的確かつ迅速に対応し、科学的・技術的な面から市民の健康・安全・安心を守る中核的研究機関としての役割を担う。

イ 民間との役割分担

衛生研究所における限られた資源を有効に活用しながら、多様化、高度化する試験検査ニーズに対応するためには、民間との役割分担を図り、民間検査機関において検査精度が確保され、効率化が図られるものについては民間検査機関に委託するなど、行政機関として衛生研究所が本来担うべき役割に重点的に取り組む環境を整備する。

ウ 必要な人材・施設設備の確保

民間との役割分担を図る上で、民間では対応困難な緊急時対応や民間検査機関の精度管理を行うためには、衛生研究所において平時から検査機器や技術力を維持する必要がある。

多様化する健康危機に的確かつ迅速に対応し、科学的・技術的な面から市民の健康・安全・安心を守る中核的研究機関として、衛生研究所に求められる機能を発揮するための技術力を維持するため、必要な人材を育成する。

(2) コンセプト

ア 目指すべき姿

(ア) 市民の健康と安全安心を守る要（砦）

衛生研究所は、保健所と一体となり、多様化する健康危機に的確かつ迅速に対応し、科学的・技術的な面から市民の健康と安全・安心を守る横浜市の公衆衛生分野の中核的研究機関としての役割を担う。

(イ) 担うべき役割

衛生研究所は現在、各種法令に基づき、市民の健康と安全・安心に関わる①試験検査、②調査研究、③研修指導、④情報の収集・解析・提供等の業務を行っている。

衛生研究所の再整備にあたっては、衛生研究所再整備に向けた基本的な考え方を踏まえ、以下のような役割を担う。

a 公衆衛生分野の中核的・先導的な試験検査・調査研究の拠点

横浜市の公衆衛生分野における中核的研究機関として、以下のような視点に基づく試験検査・調査研究を行う

- (a) 健康危機発生時の緊急対応…迅速・集中的な検査実施による早期原因究明等
- (b) 先進的、高度な技術力を要する検査…基準や検査方法が確立されていない検査等
- (c) 横浜市の政策と連動した試験検査・調査研究
…サーベイランス、将来の市民ニーズに応じた試験検査の導入
- (d) 民間検査に対する精度管理…クロス検査、精度管理の点検・評価等

b 市内の公衆衛生情報の集約・分析・発信拠点

保健所や医療機関等と連携しながら市内の公衆衛生情報を集約するとともに、それらの情報を分析し、庁内関係セクションだけでなく市民や医療機関等に対して情報を発信する。

- (a) 情報センター（感染症・疫学）として市内の公衆衛生情報の集約・分析・発信
- (b) 市民に対する分かりやすい情報提供…健康・安全に関する情報提供
- (c) 医療機関等の専門機関に対する情報提供
- (d) 市の政策・事業に役立つ情報提供…保健所等に対する公衆衛生情報の提供

c 市内の公衆衛生分野における試験検査等の人材育成拠点

市内で公衆衛生に携わる公民の人材を育成し、試験検査等の技術力の向上等を通じて市民の健康と安全・安心に寄与する。

- (a) 人材育成…所員の技術力の維持・継承、公衆衛生に関わる行政職員の研修

- (b) 将来の人材育成…将来的に公衆衛生分野の試験検査等に携わる人材に対する研修

d 開かれた研究所

衛生研究所が行っている試験検査等の業務に対する市民の理解を醸成するとともに、公衆衛生に関する市民への啓発を行う。また、他の検査・研究機関との交流・連携を図ることにより、横浜市における公衆衛生分野の人材育成や検査・研究機能の充実に寄与する。

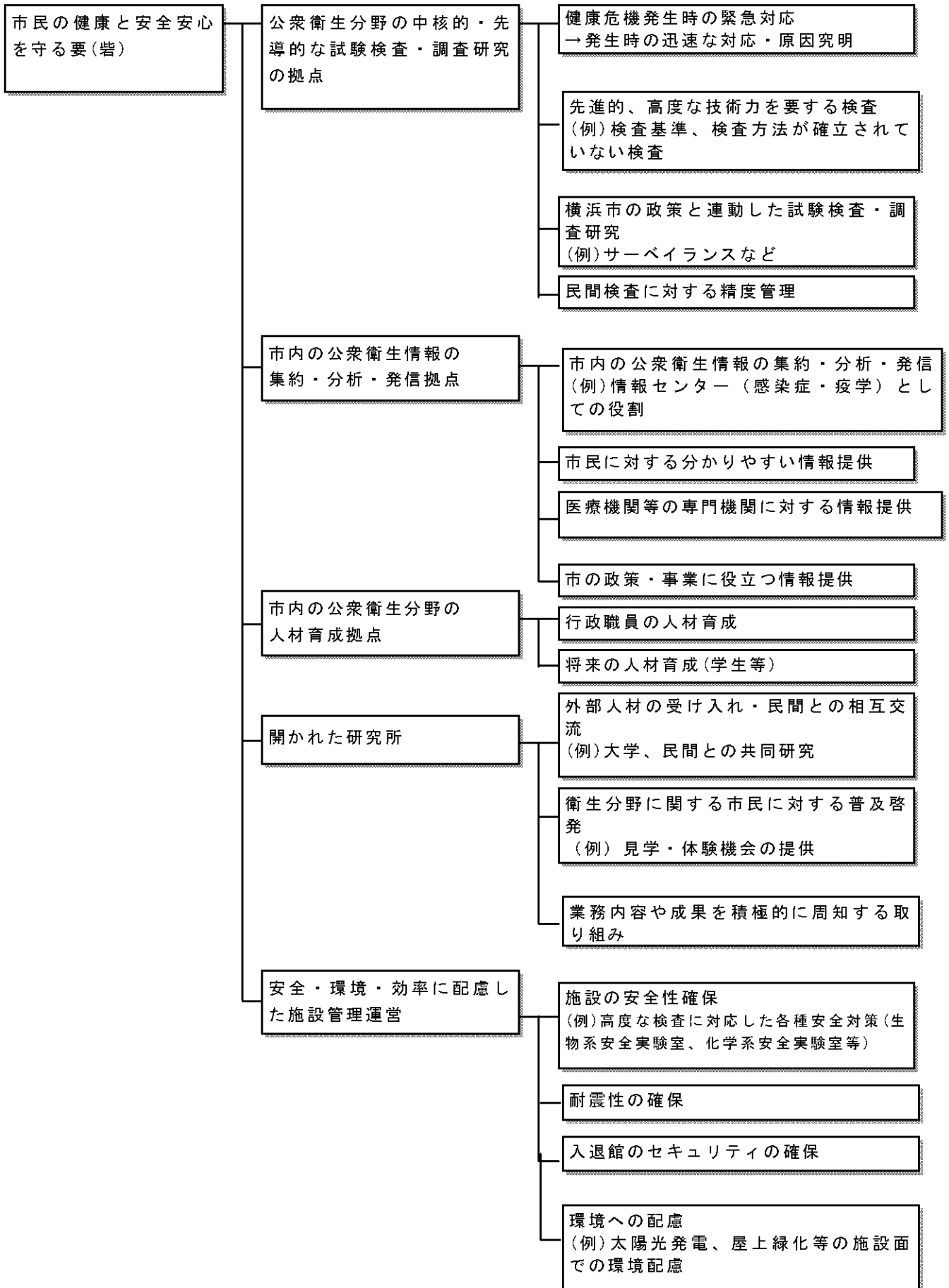
- (a) 外部人材の受け入れ・民間との相互交流…大学、民間との共同研究
- (b) 衛生分野に関する市民に対する普及啓発…見学・体験機会の提供
- (c) 業務内容や成果を積極的に周知する取り組み…施設公開等

e 安全・環境に配慮した施設管理運営

衛生研究所の再整備にあたり、施設の安全性を確保するとともに、環境問題への関心の高まりに対応し、施設面で環境に配慮した計画を行う。

- (a) 施設の安全性確保
- (b) 高度な検査に対応した各種安全対策…生物系安全実験室、化学系安全実験室等
- (c) 耐震性の確保…免震構造等による地震対策等
- (d) セキュリティの確保、情報の管理…入退館、入退室管理、所内LAN等を活用した情報の管理
- (e) 太陽光発電等の再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の設置
- (f) 屋上緑化等導入による施設面での環境配慮

【新たな衛生研究所のコンセプト】



3 機能と施設

(1) 機能

衛生研究所の再整備にあたり、「市民の健康と安全・安心を守る要(砦)」としての役割を担うために求められる機能を以下のように設定する。

ア 衛生研究所の4つの機能

(ア) 試験検査…公衆衛生分野の中核的・先導的な試験検査・調査研究の拠点

衛生研究所においては、健康危機発生時の原因究明に関する検査や行政処分の根拠となる検査等、試験検査が主要な機能であり、再整備にあたっては公衆衛生分野の中核的・先導的な試験検査機関として機能を発揮することが求められる。そのため、衛生研究所の再整備にあたっては、試験検査機能について、健康危機発生時の迅速な検査実施や原因究明への対応、基準や検査方法が確立されていないなど**高度・専門的な技術力が求められる試験検査、市民ニーズに対応した試験検査等に対応する。**

最も充実・強化を図るべき機能は、試験検査・調査研究の中核的・先導的な拠点としての「**健康危機管理に対応した検査能力の向上**」であり、具体的には、

a 新型インフルエンザ等の感染症や食中毒など健康危機発生時の検査体制強化

短時間でより多くの検体を処理できる設備・体制を整備する必要がある。

b 市民ニーズの高い、残留農薬・食品添加物等の検査体制強化

ポジティブリスト制導入に伴う検査項目の増加に対応した機器の整備や実験室の拡充が求められる。

c 化学物質等による健康被害発生時の検査体制整備

有害な化学物質や毒性の強い物質を安全に検査できるよう、安全実験室等を整備する必要がある。

一方、限られた資源を有効に活用しながら多様化、高度化する検査ニーズに対応するため、民間との役割分担という観点から、衛生研究所が従来行ってきた試験検査のうち民間検査機関で対応可能なものについては民間検査機関に委託するとともに、民間検査の精度を確保するために衛生研究所においてクロス検査等を行う。

また、健康危機発生時の緊急時対応や民間検査の精度管理に対応するための技術レベルの維持向上のため、平時から一定の検査量を確保し検査業務を実施する必要がある。

(イ) 調査研究…公衆衛生分野の中核的・先導的な試験検査・調査研究の拠点

調査研究は、試験検査における技術レベルの維持・向上、精度管理を図る上での技術面での基礎となるほか、公衆衛生行政を推進していく上で必要な政策的課題の発見・解決に寄与するものであり、試験検査とともに公衆衛生分野の中核的・先導的な研究機関としての役割を担う上で必要な機能となる。

衛生研究所の再整備にあたっては、調査研究機能について、上記の試験検査機能を踏まえ、そのために必要な技術レベルの維持・向上や検査方法の確立等、試験検査機能を補完する調査研究を行う。特に、健康危機管理への対応として、原因究明に関する検査は迅速に対応することが求められることから、緊急時への備えとして平時から**技術レベルの維持向上につながる調査研究**を行う必要がある。

また、行政ニーズへの対応という視点から、**市民の健康危機事例や苦情相談に関する検査に対応した調査研究や、横浜市が公衆衛生行政を推進していく上で必要な課題発見・解決のための調査研究**に取り組むことも必要となる。

(ウ) 情報収集・解析・提供・・・市内の公衆衛生情報の集約・分析・発信拠点

衛生研究所は、市内の公衆衛生に関する情報の集約・分析・発信拠点として、保健所や医療機関等と連携しながら市内の公衆衛生情報を集約するとともに、それらの解析情報や試験検査・調査研究の成果を、保健所等の庁内関係セクション、医療従事者、地域保健関係者等に提供し、横浜市の公衆衛生行政に反映していくことが求められている。

また、これらの情報を市民に対しても分かりやすく提供することで、健康・安全に関する啓発に役立てることも求められている。

そのため、収集した公衆衛生情報、庁内や医療機関等への提供を前提とした解析や加工・発信の機能を充実することが求められる。

なお、情報提供にあたっては、市民向けと専門家向けに区別して、その内容を工夫するなどの対応が必要である。また、情報提供にあたり、ホームページの活用など、提供先によって使用する媒体の工夫も求められる。

(エ) 研修指導・・・市内の公衆衛生分野の人材育成拠点

衛生研究所の研修指導機能は、衛生研究所の職員が試験検査や調査研究を通じて蓄積した専門知識や技術を地域保健関係者や公衆衛生に携わる者に対して技術支援というかたちで提供するものである。

衛生研究所の再整備にあたっては、衛生研究所内や庁内関係セクションの職員に加え、民間検査機関等を含め、市内で公衆衛生に携わる公民の人材を育成し、市内全体の試験検査等の技術力向上等を通じて市民の健康・安全・安心に寄与する機能を持つことが必要である。

また、将来的に公衆衛生分野の試験検査等に携わる人材の育成として、大学等と連携しながら学生等に対する研修を行う。

(2) 施設

ア 整備基本方針

(ア) 将来的な変化への対応

衛生研究所が、将来にわたりその役割を担っていくためには、継続的に業務の見直しを行い、限られた経営資源を有効に活用しながら、その時々々の健康危機や将来の市民ニーズに的確に対応していくことが必要である。

また、衛生研究所では、新型インフルエンザや集団食中毒等の健康危機発生時には大量の検体について集中的に処理することが必要になるなど、状況に応じた検査対応が求められる。

従って、衛生研究所の再整備にあたっては、平常時から健康危機発生時への検査対応の変化や将来的な検査需要の変化等に柔軟に対応できるように、レイアウト変更を見据えて諸施設の規模や構造、設備等を検討しておく必要がある。

(イ) 効率的な施設整備

衛生研究所の再整備にあたっては、健康危機管理に対応するための機能の強化・充実と、それに対応した適切な施設規模を確保が必要となる。

しかしその一方で、再整備にあたっては、施設整備の効率化という観点から、業務の見直しに伴う施設・設備の必要性の再検討、あるいは部門内における施設・設備の共有化等により、面積を圧縮していくことも必要になる。

イ 整備にあたっての具体的な対応

(ア) 安全性の確保

健康危機に対応するため試験検査等で様々な微生物や化学物質等を取り扱う衛生研究所では、これらの微生物や化学物質等による職員や周辺環境への影響が出ないような施設面での対応が求められる。

安全性確保への対応として、具体的には以下のような対応を行う。

- a 安全な微生物検査のため、WHO の指針に基づき、細菌、ヒト由来ウイルス、動物由来ウイルスの試験検査については、バイオハザードを区分し、それぞれの区分に、感染症法に定める基準に合致した生物系安全実験室（BSL3）を設置する。
- b 化学物質による健康被害に対応するために化学物質を分析する際の実験室として化学系安全実験室を新たに設置する。
- c 実験室における換気装置を適切に配置し、無害化して屋外へ排出する。
- d 実験室からの排水については、専門の業者による回収又は無毒化、無害化処理をする。
- e 免震構造の導入により耐震性を確保する。
- f 入退室管理や在庫管理等のセキュリティ対策を行う。

(イ) 精度管理への対応

衛生研究所は、健康危機発生時の原因究明や行政処分の根拠となる検査データを提供する役割を担っており、そうした役割に対応して精度管理を徹底していくことが求められるため、施設面においても精度管理への対応が必要である。

精度管理への対応として、具体的には以下のような対応を行う。

- a 検査スペースと事務スペースを完全に分離する。
- b コンタミネーション（微生物、遺伝子、化学物質等の意図しない混入によって、検査研究環境が汚染されること）のおそれがないように取り扱う物質等により実験室を区分する。
- c 検体受付スペースを部門毎に設置する。
- d 実験室や保管庫における機器からの放熱等、部屋毎の温度環境条件に対応するため、個別空調が可能な構造を確保する。

(ウ) 情報管理・発信機能強化のための設備導入

衛生研究所の情報収集・解析・発信機能の強化に対応して、必要な情報機器・システムの確保と、適切な執務スペースを確保する。

また、データ管理システムの導入により、検査研究・調査研究部門における検査・研究に関する情報管理を強化する。

(エ) 啓発機能の充実

職員の人材育成、民間検査機関の技術力向上等、衛生研究所における研修機能の強化に対応するため、研究成果等を発表したり、業務に関する研修会等を開催するための研修室、会議室等を設置する。

また、衛生研究所の行っている業務やその成果を市民に理解してもらい、健康や安全に関する情報を積極的に発信するための機能を充実させる。

具体的には、検査研究・調査研究部門の廊下において、見学者に情報提供を行うためのパネル展示等を行うほか、講堂や会議室、研修室を市民啓発のための施設公開等を行うスペースとして活用する。

(オ) 地球環境への配慮

太陽光発電等再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入、屋上緑化を敷地内の緑化等、施設面での環境対策導入を検討する。

ウ 施設レイアウトの考え方

衛生研究所の再整備にあたり、安全性や効率的な業務環境の確保、効率的な空間利用という視点から、新たな衛生研究所における部門及び部門内の諸室配置について、以下のような考え方に基づき、施設計画を検討する必要がある。

(ア) 部門配置

衛生研究所には、①検査研究－理化学部門、②検査研究－微生物部門、③感染症・疫学情報部門、④管理部門という業務内容の異なる4つの部門がある。

衛生研究所の再整備にあたっては、来訪者、検体の搬入等外部からの出入りや所内の移動について、各部門の業務特性を踏まえながら、安全性や業務の効率性の確保に配慮して、動線や部門配置を検討する必要がある。

部門の配置は、検査研究を行う部門については、業務を行う上で安全性や効率性を確保するという観点から、検体の移動等について上下移動を避けることが望ましい。そのため、できるだけ部門毎に同一フロアに配置するか、部門内で職員や検体の移動等が発生する諸室をまとめて同一フロアに配置するなど、施設全体の中での部門配置を工夫する必要がある。

また、一般市民など外部の人が出入りするスペースについては、来館者の安全性確保や入退館の管理という観点から、検査研究部門とフロアを分ける、あるいは検査研究部門と同一フロアにある場合でもセキュリティ扉の設置等により検査研究部門区域への出入りを制限できるようにするなどの施設計画上の対策が必要となる。

さらに、検体の受け入れについて、部門毎の検体受付スペースの設置等安全や精度管理に配慮した検体の移動動線を計画する必要がある。

(イ) 部門内諸室配置

部門内の諸室についても、施設全体のレイアウトの考え方と同様に安全性や業務の効率性等の確保、さらには精度管理にも配慮した諸室配置を検討する必要がある。

精度管理については、検査スペースと事務スペースの完全分離、部門毎の検体受付スペースの設置、取り扱う物質等による実験室の区分という観点から部門内の諸室を配置することが必要となる。また、限られた建物床を効率的に使用するためには、測定機器室や薬品・機材等の保管庫等、部門内で共同利用できる施設については可能な限り共同利用していくことも必要となる。一方、効率性という観点から、職員や検体の移動状況を踏まえ、効率的な諸室配置と諸室間の動線計画を検討することも必要になる。

また、微生物部門では、相互汚染防止のため管理区域が設定されており、検体や職員の移動については、管理区域内のみで完結できるような諸室の配置が求められる。

(ウ) 開放性とセキュリティの両立

市民に広く開かれた施設とするとともに、完全上高いセキュリティを確保する。

- a 衛生研究所全体の管理を行う管理部門（所長室を含む）については、外部との窓口を兼ねるため1階に配置する。
- b 来訪者用入口(エントランスホール)と別に、検体搬入用の搬入口を1階に設ける。
- c 衛生研究所職員だけでなく外部からの一般来訪者による利用が見込まれる研修室等については、来館者の安全性確保や入退館管理の観点から検査研究部門とスペースを区分する。
- d 微生物部門については、管理区域の動線に配慮し、入退室管理のセキュリティを確保するとともに管理区域をまたいでの移動は、極力避けるようにする。

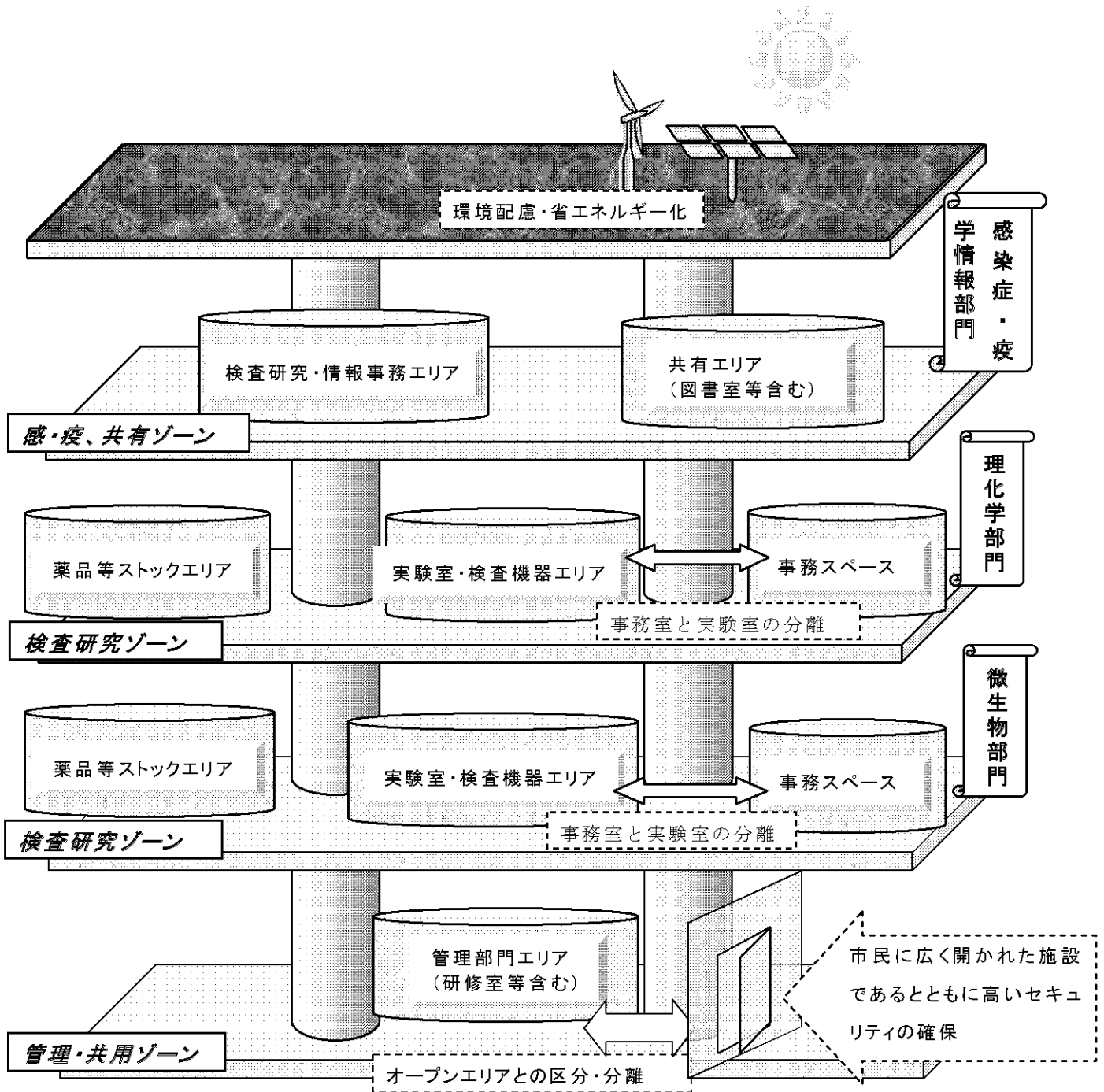
(エ) スペースの有効活用

設備のレイアウトを工夫し、限られたスペースを有効に活用する。

- a 衛生研究所全体の機械室を1階に配置する。
- b 試験検査・調査研究の機能を担う微生物、理化学の両部門について、業務上の安全性や効率性の確保という観点から、できるだけ部門毎に同一フロアに配置する。
- c 部門内の一部を別フロアに配置する場合は、部門の中で職員や検体の移動等が比較的少ない施設を別フロアに配置する。
- d 効率的な諸室配置を図るため、廊下の両側に諸室を配置する。また、廊下内側の実験室等においても換気、採光を確保する必要がある。
- e 会議室、研修室のように衛生研究所職員及び外部からの来訪者のうち研修目的等特定の来訪者が利用することが見込まれる施設、ロッカー室、休憩室、図書室のような職員が共通で利用する施設については、できる限り同一フロアに配置する。
- f エレベーターについては、諸室配置及び動線を考慮し、設置するほか、機器や検体等の搬入用エレベーターを別途設置する。

新衛生研究所イメージ図

(※あくまでもイメージ図であり、実際の施設の階層、配置等を示すものではありません。)



4 施設規模及び必要施設の検討

(1) 施設規模の検討

ア 必要施設の規模

健康危機に対応した機能の充実・強化を図るためには、微生物部門では、食材、便等対象検体別実験室や食品細菌、結核菌等対象微生物別実験室の設置、細菌、ヒト由来ウイルス、動物由来ウイルスごとのBSL3 設備の設置などが必要となり、約 300m²の増加が見込まれる。

また、理化学部門では、アレルギー含有食品や遺伝子組み換え食品に対応した実験室や強毒性物質を検査するための安全実験室、検査項目の増加と精密化に対応した検査機器の充実等が必要となり、約 600m²の増加となる。

さらに、精度管理上必要な措置として、実験室と事務室の分離や 24 時間健康危機に対応するための仮眠室等が必要となる。

上記の必要規模及び既存施設の規模の見直しを含め、新たな衛生研究所の必要施設の規模を整理すると下表のようになる。

現在の衛生研究所における実験室、事務室等の施設面積は約 5,100 m²である。これに対し、施設・設備の整備方針に基づいて試算すると、再整備後は約 7,800 m²の施設面積が必要となる。

ただし、廊下等の共有スペースについては、施設の階数や平面形状、諸施設の配置によって変動することが考えられる。

■ 新たな衛生研究所の施設規模

(単位：m²)

	現状	再整備案*	増減	主な増加理由
微生物部門	1,200	1,800	600	BSL3 設備の設置、対象別実験室の設置、実験室と事務室の分離
理化学部門	1,400	2,400	1,000	安全実験室の設置、機器室の拡充、実験室と事務室の分離
感染症・疫学情報部門	130	150	20	
管理部門	150	160	10	
所共通	350	500	150	24 時間健康危機対応のための設備設置
廊下等共有スペース	1,870	2,790	920	延床面積拡大に伴う増加
計	5,100	7,800	2,700	

***現時点での試算。建物の形状や部屋の配置等により、今後変動します。**

5 移転先の検討

(1) 移転先及び敷地規模の検討

衛生研究所は、健康危機発生時に迅速に対応するため、24時間、365日対応しなければならない。しかし、現在地での建て替えについては、工事に伴う振動による検査への悪影響や現行の建築関係法令の基準では現在の建物より小規模なものしか建てられないため、移転による再整備を検討する必要がある。

ア 移転候補地の条件

移転候補地として、本市の厳しい財政状況を踏まえ、市有地を有効に活用することとし、

(ア) 交通の利便性が高く、市内各区からの検体搬入に支障のない場所であること、

(イ) 充実・強化すべき機能から求めた規模の建物が建設できる敷地面積が確保できる場所であること、

が必須条件となる。

イ 金沢区富岡東2丁目を候補地とした理由

平成21年5月、金沢区富岡東2丁目の米軍基地跡地が返還された。

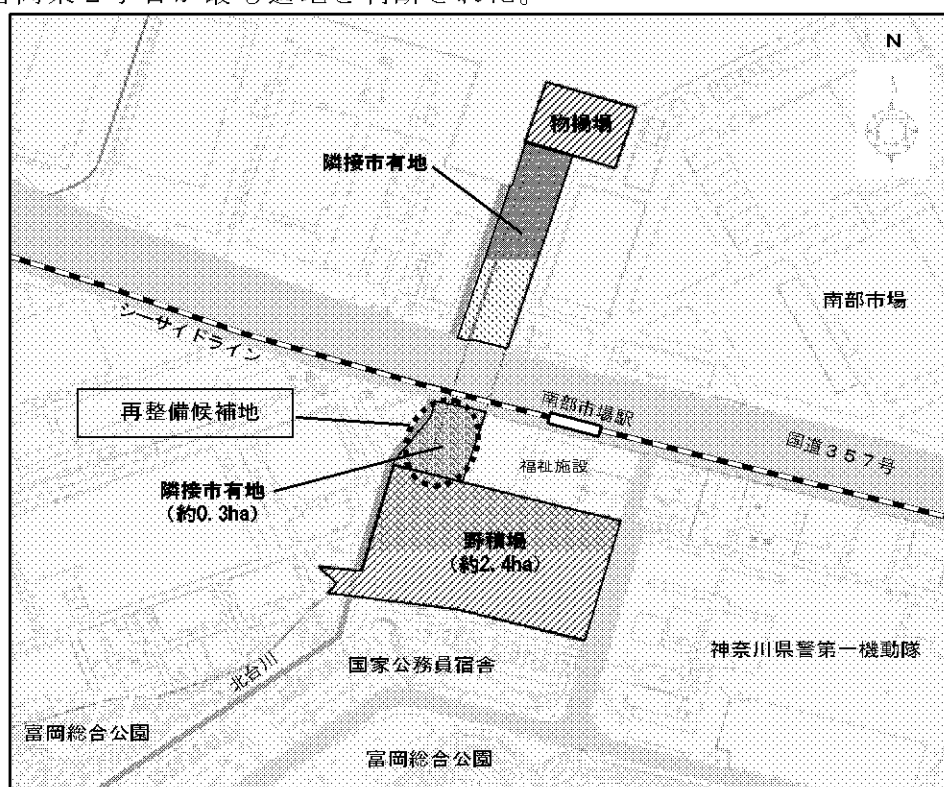
この跡地は、2.4haの国有地と0.3haの市有地からなり、

(ア) 市有地を活用でき、土地取得にかかる費用を縮減することができること。

(イ) 幹線道路や首都高速道路インターチェンジに近接し、交通の利便性が高いこと。

(ウ) シーサイドライン南部市場駅に近い。

等の理由から、富岡東2丁目が最も適地と判断された。



ウ 富岡東 2 丁目の概要

	市有地	国有地
地目	宅地	宅地
用途地域	工業地域	第一種住居地域
建ぺい率・容積率	60%・200%	60%・200%
高度地区指定	第 5 種高度地区	第 4 種高度地区
防火・風致地区指定	準防火地区	準防火地区

エ 必要となる敷地の規模

前述したとおり、衛生研究所が移転を検討する富岡東 2 丁目は工業地域であり、建ぺい率が 60%、容積率が 200%に設定されている。

「4 施設規模及び必要施設検討」で求めた必要最低限の延床面積約 7,800 m²の建物を建設するためには、敷地面積は約 4,000 m²必要である。(7,800m²÷200%=3,900m²≒4,000m²)

従って、約 7,800 m²の施設を建設するためには最低 4,000 m²の敷地を確保する必要がある。実際には、周囲の土地利用状況や斜線制限等の敷地条件により、セットバックが必要となり、建ぺい率を 60%の上限まで使うことができないことも考えられる。また、屋外に排水処理施設や廃棄物保管設備、検体等を搬入するための車両用の駐車場等を設ける必要があるため、それ以上の敷地が必要となる。

さらに、現在は国道 357 号線にのみ面しているが、健康危機管理対応が求められる衛生研究所では、国道が使用不能となった場合に備え、2 方向からの進入路を確保する必要がある。

こうしたことから、市有地だけではなく返還された国有地の一部を取得する必要がある。

6 整備手法・事業手法等の検討

(1) 公民協働整備手法の整理

衛生研究所の再整備にあたっては、「市民の健康と安全安心を守る要（砦）」としての機能を発揮するため、健康危機管理に対応するための機能の強化・充実と、それに対応した適切な施設規模を確保が必要となる一方、施設整備の効率化という観点から、民間との役割分担を含めた業務の見直しに伴う施設・設備の必要性の再検討、あるいは部門内における施設・設備の共有化等により、可能な限り面積を圧縮していくことも必要になる。

また、効率化という観点からすると、施設の整備や管理運営における民間の資金・ノウハウ等の導入可能性についても検討する必要がある。

ア 公民協働整備手法の種類

衛生研究所の再整備を実施するにあたり、急激な財政支出を避け、かつ総費用を低減させる方法として、公民協働により施設の整備及び運営に民間の技術やノウハウを導入して効率化を図る方法が考えられる。公民協働整備（＋運営）手法の基本的な類型としては、①DBO方式、②PFI方式（BTO／BOT／BOO）、③リース方式などがある。

(ア) DBO方式

いわゆる公設民営方式の一種。施設の建設と維持管理・運営の長期包括委託を一つの事業として発注するもの。所有権は公共側にあり、資金調達も公共側が行う。

(イ) BTO方式

PFIの事業方式の1つ。民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式。公共側が施設所有権を有するため、公共側が裁量権を働かせやすく、事業の安定性が図りやすい。資金調達は民間側が行う。

(ウ) BOT方式

PFIの事業方式の1つ。民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転する事業方式。事業期間中の施設所有権は民間側にあるため、民間のノウハウ導入効果がより大きくなることが期待される。資金調達は民間側が行う。

(エ) BOO方式

PFIの事業方式の1つ。民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了後も民間事業者が所有し続ける事業方式。事業期間中の施設所有権は民間側にあるため、民間のノウハウ導入効果がより大きくなることが期待される。資金調達は民間側が行う。事業期間後の施設の取扱は契約次第で変わる。

(オ) リース方式

事業者が施設を設計・建設、事業期間中所有して、当該施設を事業者から地方自治体に賃貸する内容のリース契約を締結し、公共側が対価としてリース料を事業者に支払う仕組みである。維持管理・運営は公・民のいずれが担当するケース

も考えられる。事業期間終了後は、事業者から公共側に所有権を移転する（契約内容次第）。

■各整備手法の基本的な業務分担

整備手法	設計	建設	維持管理	資金調達	所有権 (期間中)	所有権 (終了後)
公設公営	公共	公共	公共	公共	公共	公共
DBO方式	民間	民間	民間	公共	公共	公共
PFI方式	BT0	民間	民間	民間	民間	公共
	B0T	民間	民間	民間	民間	民間
	B00	民間	民間	民間	民間	民間
リース方式	民間	民間	民間	民間	民間	(公共)

(2) 公民協働整備手法の比較

ア コスト面からの比較

コスト面からの比較では、PFI 方式及びリース方式では、民間の資金調達による割賦支払方式を適用することで支出平準化を図ることができる。ただし、資金調達コストを比較すると PFI 方式の方が、公共が資金調達を行うよりも金利が高くなり、総事業費を押し上げる要因となる。

また、PFI 方式では、法人税等公租公課が発生し、さらに BOT や B00、リースなど民間が施設を所有する方式では固定資産税が加算される点も不利に働く。

■コスト面からみた公民協働整備手法の比較

	公設公営 (従来方式)	DBO	PFI			リース 方式
			BT0	B0T	B00	
支出の平準化	×	×	○	○	○	○
資金調達コスト	安	安	やや高	高	高	高
市の総負担金額の圧縮可能性	×	△	○	○	○	○
国庫補助 ^(注) の受け易さ	○	○	○	△	△	△
公租公課の発生	なし	なし	なし	あり	あり	あり

(注) 適用できる国庫補助制度がある場合に限る。

イ 民間のノウハウ活用の面からの比較

公民協働整備手法のなかでは資金調達を公共側が行う DBO が民間へのリスク移転の度合が最も低く、以下 BT0 方式、B0T 方式、B00 方式、リース方式の順 (B0T、B00 とリースに決定的な差はない) で、リスク移転度が大きくなる。資金調達を民間側が行う場合、金融機関のモニタリング機能が活用できるというメリットが生まれる。

一般にリスク分担の度合と民間の自由度の大きさはトレードオフの関係にあり、施設所有権が民間にある B0T、B00、リース方式では民間のノウハウ発揮の余地が大きくなるが、施設所有権が公共側にある BT0 や DBO では施設が公共側にあるため民間の裁量が働かせにくくなる。

また、維持管理や運営に自由度が高く、民間の技術やノウハウを活用した事業の効率化が期待される場合は、事業者の創意工夫により従来方式や DBO 方式に比べて事業期間を通じた公共側の総負担額 (ライフサイクル・コスト=LCC) を圧縮できる可能性があるが、衛生研究所のような運営の自由度が低く、かつ、維持管理費がすでに圧縮されている場合は、PFI 方式によるメリットは生まれにくい。

■ 民間ノウハウ活用の面からの比較

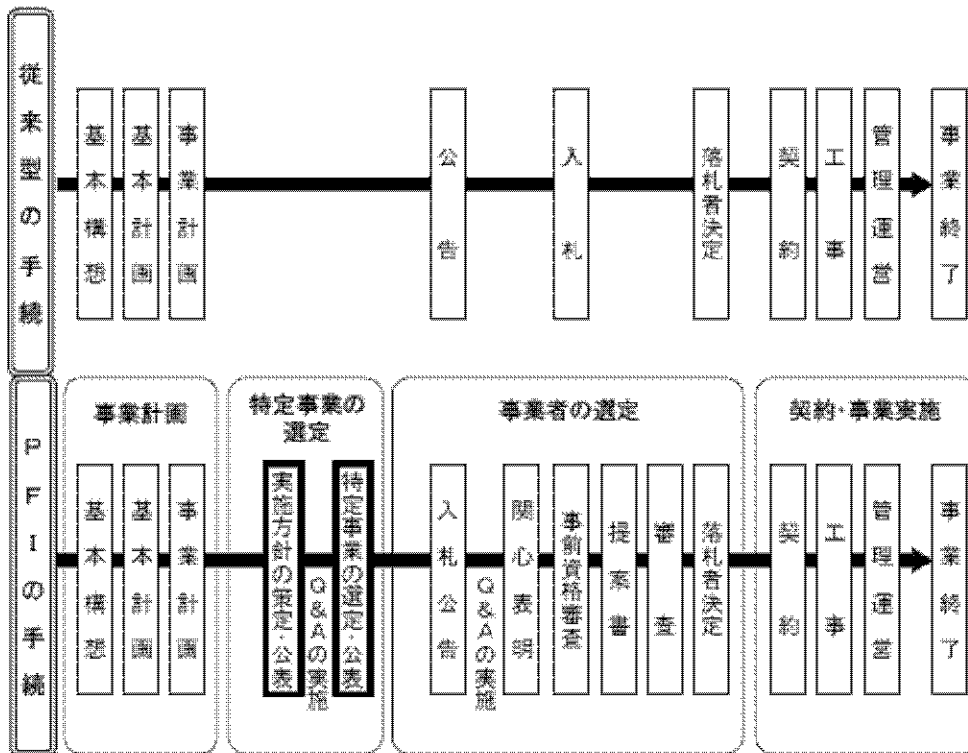
	公設公営 (従来方式)	DBO	PFI			リース 方式
			BT0	BOT	B00	
長期安定性	◎	○	○	○	○	○
リスク分担	公共	公民分担 公共寄り	公民分担 公共寄り	公民分担 民間寄り	公民分担 民間寄り	公民分担 民間寄り
民間へのリスク移転度	×	△	○	◎	◎	◎
公共のコントロール	◎	◎	○	△	△	△
創意工夫の発揮	×	△	○	◎	◎	◎
金融機関のモニタリング機能	×	×	○	○	○	○

ウ 事業スケジュールの面からの比較

事業スケジュールについて従来方式とPFIを比較すると、工事期間は従来方式、PFI方式で同程度の期間が必要だとすると、事業の発意から工事契約に至るまでの期間が事業全体のスケジュールに影響することになる。下図のようにPFI方式等の公民協働方式では、事業者選定等のプロセスにおいて、従来方式に比べて必要となる手続きが多く、事業化に要する期間が長くなると考えられる。

衛生研究所の再整備にあたっては、多様化する健康危機に的確かつ迅速に対応し、科学的・技術的な面から「市民の健康と安全・安心を守る要(砦)」としての役割を担う上で、現在の施設では老朽化・狭隘化が著しく、早急な対応が必要であるため、従来方式で整備することが適当と考えられる。

■ 従来型とPFIの手続きの流れ



(出所)「横浜市PFI等基本方針・ガイドライン」

■従来型とPFIの手続きに要する期間の比較

段階	期間	従来型の手続き	PFIの手続き	期間 ^(注3)	段階
事業計画	—	・基本構想 ・基本計画 ・事業計画	・基本構想 ・基本計画 ・事業計画	—	事業計画
設計	(2か年度) (注2)	・基本設計 ・実施設計	・導入可能性調査	3～12か月	可能性検討
			・実施方針の策定・公表 実施方針に関するQ&Aの実施	4～8か月	特定事業の選定
			・特定事業の選定・公表	2～3か月	
事業者選定		・入札説明書・設計図書の作成	・入札説明書の作成	3～4か月	事業者選定
	2～3か月 (注4)	・入札公告 ・入札参加資格確認申請 →確認通知 ・質問・回答 ・入札	・入札公告 公募書類に関するQ&Aの実施 (2回)	3～6か月	
			・関心表明受付 ・事前資格審査 ・提案書受付(入札)		
		・審査 ・落札者決定	3か月		
契約交渉	1～2か月 (注5)	・契約締結	・基本協定 ・仮契約 ↓議会議定 ・本契約 ・直接協定(対融資団)	3～6か月	契約交渉
事業実施 ^(注6)	1～2年	・工事	・基本設計 ・実施設計	2～3か月	事業実施 ^(注6)
			・工事	1～2年	
	20年	・管理運営～事業終了	・管理運営～事業終了	20年	

(注1) 上表の所要期間はおよその目安であり、事業内容によって変動する可能性がある。

(注2) 実態として基本設計と実施設計を2か年度に分けて実施している例が多い。

(注3) 可能性検討～契約交渉の所要期間は「横浜市PFI等基本方針・ガイドライン」のモデルスケジュールの所要期間等を基に作成

(注4) 一般競争入札の場合、横浜市における入札公告等を基に期間を設定

(注5) 最近の横浜市における一般競争入札の入札日と契約日の実績から期間を設定。

(注6) 建設工事期間を1～2年、維持管理・運営期間を20年と仮定した。

■従来型とPFIの手続きに要する期間の比較（スケジュール図）

	企画段階	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度以降
従来方式	・基本構想・基本計画・事業計画	→					
	・基本設計 ・実施設計		→ (2か年度に分けて実施と仮定)				
	・入札公告 ・入札参加資格確認申請 ・確認通知 ・質問・回答 ・入札 ・落札者決定				→ (2～3か月)		
	・契約締結				→ (1～2か月)		
	・工事				→ (1～2年)		
	・管理運営						→
PFI方式	・基本構想・基本計画・事業計画	→					
	・導入可能性調査		→ (3～12か月)				
	・実施方針の策定・公表 ・実施方針に関する質問・回答			→ (4～8か月)			
	・特定事業の選定・公表				→ (2～3か月)		
	・入札公告 ・公募書類に関する質問・回答 ・関心表明受付 ・事前資格審査 ・提案書受付(入札)				→ (3～6か月)		
	・審査 ・落札者決定				→ (3か月)		
	・基本協定 ・仮契約 ・本契約(議会決定)				→ (3～6か月)		
	・設計					→ (2～3か月)	
	・工事					→ (1～2年)	
	・管理運営						→

資料 1. 衛生研究所再整備基本構想策定検討会の開催状況

回	開催日	場所	議題等
第 1 回	平成 21 年 6 月 25 日 (木) 10:00~12:00	松村ビル別館 503 号会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行会議における了承事項及び意見等について ・ 調査研究・試験検査機関のあり方検討会報告書の概要について ・ 新しく求められる衛生研究所の機能について
第 2 回	平成 21 年 7 月 14 日 (火) 9:30~12:00	関内第二ビル 5 階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しく求められる衛生研究所の機能について ・ これからの衛生研究所の方針について
第 3 回	平成 21 年 7 月 28 日 (火) 10:00~12:00	関内第二ビル 2 階保健所会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しく求められる衛生研究所の機能・方針について
第 4 回	平成 21 年 8 月 11 日 (火) 9:30~12:00	関内第二ビル 5 階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しく求められる衛生研究所のコンセプトについて ・ 民間委託に関する整理について ・ 新しく求められる衛生研究所の機能について
第 5 回	平成 21 年 8 月 25 日 (火) 9:30~12:00	関内第二ビル 5 階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県環境衛生研究所視察報告 ・ 新しく求められる衛生研究所のコンセプトについて ・ 新しく求められる衛生研究所に必要な設備とその根拠について ・ 民間委託の考え方に関する整理について ・ 報告書（案）について

資料 2. 衛生研究所再整備基本構想策定検討会 議事録

(1) 衛生研究所再整備基本構想策定検討会 (第1回) 議事録

■日 時：平成 21 年 6 月 25 日 (木) 10:00~12:00

■場 所：松村ビル別館 503 号会議室

■議題

1. 執行会議における了承事項及び意見等について

- ・5 月 15 日の執行会議において、衛生研究所の再整備が議題となり、局案(場所を移転して再整備、新たな機能・最適な整備手法の検討による基本構想の策定)が了承された。
- ・再整備の検討にあたり、行政が果たすべき責任を踏まえた衛生研究所の新たな機能・強化する機能、民間委託・民間との役割分担について検討する必要があるとの指摘を受けた。
- ・執行会議における指摘を踏まえ、当検討会において検討を行い、検討結果を再度執行会議に諮る必要がある。

2. 調査研究・試験検査機関のあり方検討会報告書の概要について

- ・検討会では、独立行政法人化や環境科学研究所との一体化について検討したが、結論として衛生研究所は単独で効率的な運営を図ることを目指すことになった。
- ・衛生研究所の課題として、建物の老朽化・狭隘化により健康危機管理への対応、新しい事象に対応するための設備・人材等の確保があげられている。
- ・衛生研究所の今後の方向性として、行政としての責任を踏まえた役割、調査研究における政策的課題の解決のための調査研究、技術交流、検査における民間との連携・事務事業の見直しというかたちで整理している。また、新型インフルエンザ等の感染症対策に迅速、適切に対応していくことが求められている。

3. 新しく求められる衛生研究所の機能について

【資料「衛生研究所再整備基本構想策定業務について」説明】(浜銀総合研究所)

【フリーディスカッション】

○検討会の議論の進め方について

- ・財政状況が厳しい中で衛生研究所の再整備を進めるためには、執行会議等に対して再整備の必要性や衛生研究所の目指す方向性についてわかりやすく伝えることが必要があり、当検討会でも新しい衛生研究所のコンセプトを検討する必要がある。
- ・当検討会では、施設・設備計画につながるような課題の整理が必要である。「課題なし」であれば現状維持か、あるいはさらに効率化の可能性はないかを検討する。「課題あり」であれば、その課題についてさらに検討し、課題の解決に必要な施設・設備に反映していくといった作業を行うことが求められていることを意識しながら議論を進める。
- ・新しい衛生研究所を整備する上での課題を機能×部門のマトリクスのかたちで整理する。
- ・執行会議で指摘のあった P F I や民間委託といった民間との関係については、衛生研究

所の再整備について今後執行会議に諮る上で必ず問われることになるので詰めておく必要がある。

- ・行政としてなすべきことは何か、民間では何ができるのかについて整理する必要がある。

○人材について

- ・民間検査機関では検査員に派遣社員を活用しているが、衛生研究所でもルーチンな業務は派遣に任せて、そこで余裕が出る分をより専門性の必要な業務に注力することはできないか。
- ・衛生研究所の業務では一定の技術力が必要であり、研究員の技術継承が課題である。コスト面だけをみて派遣を導入してしまうと技術力の低下が問題になる。
- ・民間検査機関でも派遣の導入による技術レベルの低下が問題になっている。
- ・衛生研究所の人材育成はマニュアル型ではなく、経験を含めた技術継承や継続性が必要である。
- ・検査にあたっては、経験を踏まえながら、原因となっている可能性のある物質や、それに対応した試験法を考えながら検査を行い、自信を持って結論を出していくことが求められる。
- ・食品衛生法では、精度管理の中で検査員の基準も決まっており、派遣で対応することはできない。
- ・若い人材が少ないので、継続的な人員配置が必要である。

○技術力の維持・向上について

- ・衛生研究所の行っている検査は行政処分にも関わるので、一定の技術水準を維持する必要がある。検査について、緊急時にいきなり対応するのは難しく、日頃からある程度の検査の業務量を確保して対応しておくことが必要である。
- ・日頃から検査等を行っていないと、いざ緊急時に対応しようとしても難しい。日ごろから検査の質を保つことが重要である。
- ・行政的な仕事(検査)と(研究所としての)調査研究のいい循環を生むことが必要である。
- ・検査の精度をいかに確保するかが課題である。
- ・技術力を継承するためには、検査と調査研究の両面が必要であり、検査についても最低限の件数は維持すべきである。

○民間検査機関との関係(役割分担)について

- ・衛生研究所と民間検査機関では、それぞれ得意・不得意がある。民間検査機関では、特定の物質が含まれているか否かを判定する検査は得意だが、原因が分からない場合にその原因物質を究明することまではやらない。
- ・衛生研究所では、中毒等が発生した場合に、原因がわからないものについて何が原因かを見つけることが重要な役割である。
- ・原因が判明した後、その原因物質が含まれるか否かを検査するのは民間検査機関でも可能である。

- ・施設面では、例えば結核はP3で扱う必要があるが、民間でもP3を持っているところはある。
- ・衛生研究所は、持ち込まれた課題に対応する、受け身の立場である。
- ・検査には、大量生産的に結果を出すルーチン型と、匠の技を生かした受注生産的なオーダーメイド型があり、衛生研究所は後者である。両者を混同すると議論が混乱する。

○民間検査機関への委託について

- ・あり方検討会での民間委託に関する検討で、民間でもやっているから委託しようという程度で、コスト面や実際に委託した場合の影響等については十分に検討できていない。今回民間委託について検討する際には、これらについても踏み込んで検討する必要がある。
- ・餃子やメラミンのような事件が発生した場合、緊急に検査を実施することが求められるが、その場合、民間検査機関に委託しようとしても、手続きに時間がかかり、緊急対応が難しい。
- ・委託を受ける民間検査機関側としても、日常業務の中に、急遽行政からの委託検査が入ってきたときに対応可能かという問題はあと思う。
- ・年間を通した定期モニタリングは民間検査機関でも対応可能である。
- ・水質等の検査について、他都市の民間委託の状況を調査したところ、民間委託しているところもあるが、検査の精度や信頼性が担保できるかということが課題となっている。民間委託を行っているところでも、民間検査機関で有害物質が検出された場合には地方衛生研究所で再度検査を行っているところもある。
- ・民間委託については、スクリーニングとして使うことは可能だと思う。
- ・結核のように感染症法関連の検査について、以前はすべて衛生研究所に出していたが、民間検査機関の方がコストが安いところもあり、現在は両方に検査を出している。
- ・ただし、結核の罹患率の高い層(ハイリスク層)の検査については民間検査機関に委託することは困難であり、衛生研究所でなければならない。
- ・他都市の民間委託の状況については、委託の有無だけでなく、委託している理由も見ることがある。民間委託をしている中には、本来行政がやるべきと考えているが、人がいなくて暫定的に委託しているところもあり、そういったところでは、状況が解消されれば民間には委託しない。

○有料依頼検査について

- ・有料依頼検査については、他に対応するところがなく、メーカーが困るから衛生研究所に対応しているという面がある
- ・医動物については、薬剤等の認可は国が行うので、検査も国が行うべきだと思う。
- ・有料依頼検査は、受入件数は多いが、手数料の上限が3万円で設定しているため、手数料が安い。
- ・有料依頼検査のうち衛生研究所が独占的に行っているものについては、検査費用を上げても依頼があるのではないかと。
- ・行政検査と有料依頼検査のバランスを考える必要である。有料依頼検査を受けていると

- きに緊急の行政検査が入ってくると、行政検査を実施しなければならない一方で、費用を払って依頼している企業側からも早く検査結果がほしいと求められることもある。
- ・医動物の有料依頼検査(のコストパフォーマンス)については、調査期間ではなく、その期間における実際の作業量(実働時間)で考える必要がある。

○公衆衛生情報等の解析・発信について

- ・公衆衛生情報は区に集まってくるが、区にはそれらの情報を解析する機能がなく、活用できていない。区では、区民の健康実態が把握できていない状況で事業が行われているのが実態である。
- ・疫学情報について衛生研究所で解析して、区に対して情報提供や助言ができないか。
- ・現状の市の機能として感染症・疫学等の問題について十分な情報発信をしている機関はなく、現在の衛生研究所が持つ情報網等をもっと活用し、むしろ積極的に情報発信をする必要がある。
- ・疫学調査については、市民に説明する際にどこまで調査すれば説明できるのかが分からない。検査可能な上限の検体数まで検査したからという理由では市民に対して説明できない。
- ・疫学情報の解析・発信については市民への説明という視点から必要であるが、そのためには統計処理等の専門性が必要となる。
- ・健康危機管理の面からみて、専門スタッフによる現場調査や情報解析ができるとよい。
- ・区の現場で事業展開する上での根拠として活用できるような、国や横浜市全体の統計情報等の提供ができないか。
- ・国が「国民衛生の動向」を発行しているが、その横浜版ができないか。

○衛生研究所の現状について

- ・現状では遺伝子組み換え食品の検査などコンタミネーションに配慮すべき実験室がないため、検査時期や実験室を工夫して対応している状況にある。
- ・仕事と予算が結びついていない。
- ・市民ニーズが高いものや緊急性が高いもの等は当然やるべきだが、そうではないものまで受けてやっているという現状もある。この点は見直す必要がある。
- ・研究所内の横のネットワークがないわけではなく、協力するところは協力している。
- ・研究所内でも共有できるものがあると思うので、共有できるものは共有していけばよい。

○今後の検討について

- ・検討にあたっては、課題と問題を区別して整理する必要がある。
- ・課題について、衛生研究所の課題か、横浜市の公衆衛生の課題かを分けて考える必要がある。後者の場合、衛生研究所にオーダーを出す側の問題でもある。
- ・今後の検討内容として、各部門の業務について、増やす／見直す、やる／やらない、できる／できない点等の視点から整理が必要と考えている。
- ・新しい衛生研究所を考える上で、以下のようなテーマが考えられる。これらのテーマについて次回以降意見をいただきたい。

- ①新しい衛生研究所は市民に対してオープンかクローズか

- ②衛生研究所が担うべき検査や調査研究の範囲
 - ③コストパフォーマンス(効率化、有料依頼調査の位置づけ)
 - ④民間との関係性
 - ⑤研究所内の横のつながり(機器等の共用化の可能性を含む)
- ・検査を依頼する側、検査を出す側のニーズについても情報を整理する必要がある。

○検討会の開催日程について

- ・原則として第2・第4火曜日の9時30分で開催する。

以上

(2) 衛生研究所再整備基本構想策定検討会 (第2回) 議事録

■日 時：平成21年7月14日(火) 9:30～12:00

■場 所：関内第二ビル5階 会議室

■議事要旨

1. 確認事項

2. 議題

(1) 新しく求められる衛生研究所の機能について

(2) これからの衛生研究所の方針について

【資料「衛生研究所の再生に向けた課題の整理(案)」説明】(浜銀総合研究所)

【意見交換】

○衛生研究所の機能について

- ・あり方検討会報告書で整理した衛生研究所の各機能については、「あった方がよい」というレベルのものであり、本当に必要か否かの精査はしておらず、すべてプラスの視点で積み上げている。今回は各機能が本当に必要なのかを掘り下げて議論する必要がある。
- ・執行会議において再整備にあたり問題となるのは予算措置であると指摘されている。予算額は建物規模によるので衛生研究所の機能とそのために必要な建物規模についてどこまで精査したのかを問われることになる。

○部門別の課題について

- ・微生物部門について、食品衛生法に基づく精度管理(GLP)への対応、民間でできない検査の実施(例：結核ハイリスク層の検査)といった、民間でできない検査を行政の責務として衛生研究所で行うことには異論はないと思うが、性感染症検査が衛生研究所の役割として本当に必要なのかといった点は議論の余地があると思う。
- ・ハイリスク層への結核検査が民間で行えないのはなぜか。仮に検査の迅速性が問題なのであれば、民間でも迅速な対応が可能になれば民間に委託できることになる。

○民間委託について

- ・検討会の中で民間委託に対する認識を共有しておく必要がある。検討会の共通認識として「民間にできることは民間に」ということでよいか
- ・個別の事業を民間委託するか否かを考える前提として、衛生研究所が何をするのか、総論として民間との役割分担をどうすべきかを考える必要がある。例えば、衛生研究所では、現在は梅毒やB型肝炎の検査はほとんど行っておらず、臨床検査は民間に任せる方向になっている。
- ・「民間ができるものは民間に」といった場合の「できる」の意味について、法律上は可能ということなのか、技術的に民間でも対応可能ということなのか、コストや人材等面から民間に委託すべきなのか、どういった意味で「できる」というのかを共有しておかないと議論が混乱する。

- ・「委託する」ことについても、「委託できる(可能である)」「委託した方がよい」「委託すべきだ」などいろいろな段階があり、それらを混同しないようにする必要がある。
- ・民間にできることは民間にという流れはあると思うが、民間委託するものについては衛生研究所は衛生研究所の役割を緊急対応だけとなると予算が厳しい中で、従来持っていた人材や機器を維持しようとする苦慮することになると思う。
- ・生活衛生課では、基本的には民間への委託を進める方向で考えている。家庭用品については法定受託事務であるため民間委託が可能かどうかを厚生労働省に確認する。浴場やプールの水質検査については民間委託は可能であり、民間検査に基づく行政処分も可能である。
- ・民間委託に何を求めるのか、民間のメリットがどこに表れるのかを明らかにする必要がある。
- ・衛生研究所については、例えばプールの水質検査では時期が集中するなど、現状でも検査が多い状況にある。
- ・民間委託によって、余裕が生じた分で新しいことに取り組む、コスト削減につながるといった効果が期待できるのか。
- ・民間委託に伴って、衛生研究所として、高価な分析機器や人材、技術を維持することができるのかという懸念がある。機器の整備・維持には費用がかかる。現在は行政検査に必要ということでそれらの機器を入れているが、緊急対応のみで現在の機器を維持できるのか。
- ・民間委託によってコスト削減を考えるのであれば最も効果が大きいの人は人件費だと思うが、民間委託によって人を削減するのか。コスト削減について、人を減らして人件費を削減するという話なのであれば、そのメリットについては疑問がある。精度管理ということになれば、一定の機器や人材を衛生研究所に残す必要がある。
- ・人を減らさずに検査や調査研究の質を高めるような機能転換を図るべきである。スタッフのスキルの維持と民間委託を進めることは対立する面はあるが、その両方が求められている。
- ・執行会議において、民間委託を進めることを課題として与えられている。
- ・民間委託がコスト削減につながるかどうかは不透明であり、コストアップになる可能性もある。(民間のビジネスチャンスの創出、民間検査機関の育成等の視点から)民間委託も一つの目的であり民間の方が高いから委託しないということではない。

○衛生研究所の役割について

- ・検査について民間委託を勧めたとしても、基準が設定されていないような検査、高度な検査、クロスチェック等による民間検査機関の精度管理、民間では対応が難しい緊急時の対応（苦情対応など）など、衛生研究所が担うべき役割は存在する。
- ・横浜市全体の検査精度を維持するという視点から、民間の精度管理を指導したり、技術的支援を行うことは衛生研究所の重要な役割である。民間検査機関の技術力は格差が大きく、技術力の低いところを底上げしていくのは行政の役割である。
- ・民間検査機関に対する技術指導は、衛生研究所の新たな役割として強化していくことが必要である。

- ・民間の精度管理のために必要となる(クロスチェック等の検査の)一定量とはどれくらいか。あり方検討会でも議論されたが結論は出ていない。
- ・衛生研究所の役割が、トライアルな検査、(原因究明等の)端緒をつかんでいくようなものであるということが、横浜市としての共通認識されるのであれば望ましい。コストについて考える必要はあるが、衛生研究所が行っているものは製造業の少量多品種生産と同じでコストがかかる。
- ・食品衛生法では精度管理が義務付けられており、水道については水道法によって規定されているが、それ以外は法的な精度管理は求められていない状況にある。
- ・衛生研究所に導入されている機器について、必要に応じて外からの検査を受け入れることで機器も検査スキルも維持するという方法は考えられないか。レンタルラボのような発想もありえると思う。
- ・緊急時対応や精度管理のためには機器や技術を維持する必要がある、民間委託するからといってすべてなくすということにはならない。基本的には現在の人員体制を前提に考える必要がある。
- ・人が増えないことを前提とすると、従来からの業務で必要のないものは整理し、現在あるいは将来的に必要な業務に人をシフトしていく必要がある。
- ・食品検査については、民間の登録検査機関の精度管理は厚生労働省が行っている。また、行政処分を伴う検査が多く、民間に委託できるものは少ない。民間に委託できるとするとスクリーニングやモニタリングが考えられる。食品衛生法の検査については、市民から意見を募ってそれに基づいて検査計画を立てており、民間に委託することに対して市民の理解を得られるかが課題である。
- ・食品検査の検体数を増やすことは考えているのか。食の安全に対する関心が高まっている状況を見ると、衛生研究所の役割として強化することも考えられる。
- ・市民からの意見として、検査の強化を求める意見はあるものの、現状では(予算の関係で)検体数を大幅に増やすことは、難しいと考える。
- ・食品衛生法では、民間検査機関の検査結果によって、行政処分は可能なのか。
- ・行政処分については、現在は行政検査の結果に基づき処分を行っている。
- ・食品についても、まったく民間委託できるものがないわけではない。例えば先行的な調査、研究的な調査のような行政処分を伴わないものについては民間委託も可能だと思う。
- ・先行調査や研究的なもの衛生研究所が担うべき役割であり、民間に出せるから出すという発想ではなく、衛生研究所の役割は何かを踏まえた上で、何を民間委託するかを考える必要がある。
- ・感染症のサーベイランスは衛生研究所として担うべき役割である。
- ・市民から要望が多い農薬の検査については手間がかかるので、例えば現在は依頼が100件だが、要望が多くて件数を増やす場合にその増加分を民間に委託することはできないか。
- ・市民が何を求めているかという視点から衛生研究所の役割を考えると、安心安全を守るが、要として、例えば食の安全についてモニタリングを増やすことも考えられる。また、現在は発生してから対応しているが、予防のように先手を打って市民の安全を守る

ることも考えられないか。

- ・薬事法に基づく登録検査機関は市内に一つしかなく、民間委託をしようとしても受け皿がない。
- ・民間に対する技術指導については、食品関係の製造工場で実験室等を持っているところに対しては技術指導を行なっている。
- ・衛生研究所の研修機能の1つとして、学生や検査機関に対する研修を実施している。
- ・メラミンの際、当初、標準品の入手が困難だったことと公的試験法がなかったため、衛生研究所では独自に対応したが、民間の検査機関では対応が遅れた。発生直後の対応は衛生研究所の役割だと思う。

○衛生研究所の開放性（OPEN/CLOSE）について

- ・オープンかクローズかについては、建物としてだけではなく、業務として考える必要がある。既存施設では見学スペースがない状況だが、他の研究所で新しく整備されたものの中には見学コースが用意されていたり、ガラス越しに実験室等がみられる施設も出てきている。
- ・基本的にはオープンでよいと思うが、どこまで見せるのか。あるいは、ただ見せるだけでいいのか。単にスペースを設けても利用されるのかが課題である。
- ・ハードだけでなく、ソフトとして衛生研究所の業務内容の紹介を行うことも必要である。
- ・新しい施設では、市民向けの展示スペースや蔵書等を閲覧できるスペースを設けるなど、オープンにする傾向が強い。
- ・P3 施設の設置にあたり、周辺住民の不安に対して、衛生研究所はこういうことをやっているという市民が見てわかる、市民が見られるスペース、情報を開示することも必要となる。
- ・微生物等の関係でいうと「人を入れてはいけない」が原則であり、一定の訓練を受けていない人を入れてはいけないはずである。
- ・クローズにしなければならない点は当然あると思うが、例えば、細菌関係でもガラス張りにして見学コースを作ればオープンにできる。
- ・衛生研究所をオープンにする意味は何か。例えば「食品衛生の普及・啓発」を行う場合、衛生研究所だけの話ではないのではないか。また、見学動線を設けるということは付加的なスペースを設けることであり、施設全体の面積や建設コストを抑制することとどう整合するのか。
- ・逆に積極的に打ち出していった方がいいのでは。衛生研究所の市民啓発用のスペースとして検査結果の発表、業務の紹介プラス展示スペースを市民に開放できるスペースを設ける。今はない。
- ・見学に対する対応を考える必要がある。例えば、ラポールでは見学者に対応するためVTR+見学+質疑応答をセットにして1時間30分で対応する見学コースを設けているが、当初からこのような対応をしていたわけではなく、見学の多さに対応するために標準的なコースを設けた経緯がある。
- ・見学対応で本来業務に影響が出るのは困る。
- ・県の衛生研究所では、ガラス越しに研究室が見られるが、人が動いている様子は見えず、

機械を見ている状態である。

- ・見学動線を設けることには賛成である。見られることによって緊張感が生まれたり、整理整頓が行われるようになるなど、見学動線を設けることのメリットはあると思う。見せてはいけない、見られては困るような見学に適さない部分は計画の際に最初からコースから外しておけばよい。
- ・公開スペースをつくるためには、そのための理由(意義づけ)が必要である。作るからには、例えば見学者に対してアテンダントをつけるなど、人に来てもらえるような仕掛けが必要である。単に展示スペースだけをつくっても利用されない。また、公開スペースを設けるのであれば地元で歓迎してもらえるものにできれば、地元に対して衛生研究所の整備について説明する際に話がしやすい。
- ・見学等への対応について、業務として位置付けされれば、自分たちの研究内容を発表する場にもなりうるし、対応は可能であると考えられる。
- ・見学対応について、すべてを職員が行なう必要はなく、例えば見学コースの紹介等はOBあるいは地元の方々に協力していただいてもよいのではないかと。
- ・情報発信については、専門家向けと一般市民向けの発信を分けて考えることが必要である。
- ・衛生研究所の役割として、将来的な人材育成という視点から、衛生研究所の業務に関連する学生に衛生研究所に来てもらったり、また、理科離れが指摘される中で一般向けの実験教室等を開催するなど、理系人材の育成という役割も考えられる。
- ・他の研究所でどのような取り組みをやっているのか、事例を整理して情報提供してほしい。
- ・人材育成については、サイエンスフロンティア高校が開校し、人材育成を行っているが、設備面、人材・技術面からみても衛生研究所が横浜市の中核の研究所だと思うので、高校とは違った人材育成の機能を持つことができるのではないかと。講師を有料で貸し出すことも考えられる。
- ・理化学研究所のオープンデイに見学に行ったら子どもを含め来場者が多かった。市内の小・中学生にPRすることも重要ではないかと。また、地元の学校と連携等ができるとういのではないかと。
- ・毎年、地元の岡村中学校の生徒が職業体験として半日ほど見学に来て実験も行っている。

○今後の検討について

- ・衛生研究所のコンセプトの共通化を行うためにキーワードの絞込みを行う必要がある。開かれた施設というキーワードを取り上げ、将来的な人材育成、化学に興味を持つ人の育成をコンセプトに入れれば、具体的には何をすることが見えてくる。そうしたキーワードを5つ程度に絞っていけばよいのではないかと考えている。
- ・民間に委託していく話をどこまで詰めて検討会としての結論を出していくのか。衛生研究所と検査を出す側の両方の立場の考え方の違いは出てきてしまうのではないかと。
- ・衛生研究所は、行政検査については主体ではないので、関係各課が行政として衛生研究所にどのようなことを求めているのかを整理する必要がある。
- ・衛生研究所の役割・機能として、あればいいなというものではなく、絶対必要というも

のを積み上げて、それを施設計画に反映していきたい。

- ・次回は検査を出す側と受ける側の考え方をそれぞれ整理してきて、それを元に議論したい。

以上

(3) 衛生研究所再整備基本構想策定検討会（第3回）議事録

■日 時：平成21年7月28日（火）10:00～12:00

■場 所：関内第二ビル2階 保健所会議室

■議事要旨

1. 確認事項（第2回検討会議事録の内容について）

2. 議題

(1) 新しく求められる衛生研究所の機能・方針について

○コンセプトについて

【資料「第3回検討会の検討にあたって」説明】

- ・コンセプトの検討にあたり、これまでの検討会で出されたキーワードを中分類として整理し、それらをまとめるかたちで大分類の5項目のキーワードとして整理した。中分類が今後、衛生研究所が担うべき役割を表すことになると思うが、過不足はないか。
- ・大項目「情報の発信源」について、衛生研究所は、発信するだけでなく、集約し分析する場でもあると思う。現在は例えば新型インフルエンザ等の感染状況について調べようと思ってもどこで調べればよいかわからないが、衛生関係の情報が集約されていて必要なときに検索できる疫学情報センターのような役割を担うことを明確に打ち出せると、新しい衛生研究所のセールスポイントになるのではないか。
- ・その場合の名称は疫学情報センターでよいか。疫学という言葉は衛生研究所が扱うべき範囲をすべて含んでいると考えてよいか。
- ・疫学というと病気、疾病が対象であり、疫学よりも衛生の方が広い意味を持っている。いずれにしても衛生関係の情報を集約・分析して発信できる場所は市内には衛生研究所しかなく、そういった位置づけを明確にする方がよい。
- ・厚生労働省の通知では、すでに地方衛生研究所は疫学情報センターとして位置づけられており、その役割を担っているが、そこで衛生全般にわたるセンターとして位置づけられているかどうかはわからない。新しい衛生研究所として打ち出すためには疫学情報センターとは違う言葉を用いた方がよい。
- ・病気、疾病に限らず衛生全般を対象とした情報センターであることを打ち出す方がよく、広く包括できる言葉を用いた方がよい。
- ・公衆衛生といった場合、衛生よりも言葉の意味が広く、保健所で扱うものはすべて含まれる。
- ・情報発信については、市民に対して分かりやすく情報提供することと、医療関係等の専門家に対して情報提供を行うことの両方の機能が必要である。
- ・コンセプトの中に感染症対策を入れておく必要はないか。今後の衛生研究所の役割として、新型インフルエンザ等の新たな感染症への対応が重要になると考えられるため、キーワードとして明確に示しておく必要があるのではないか。
- ・ここではコンセプトでは概念を整理しており、まずはコンセプトを固めた上で、具体的に何をするかについては構想の本文の中で、例えば新型インフルエンザ等の新たな感染症への対応というように具体的な表現をしていってはどうか。

- ・コンセプトの中で大分類に5つのキーワードが並列で並んでいるが、この5つの中でもレベル差があるのではないか。「健康と安全安心の要」や「中核的・先導的な研究所」というのは他のキーワードよりも上位に位置づけられるのではないか。
- ・「中核的・先導的な研究所」は、研究所の機能全般ではなく、試験研究・調査研究機能を表しており、「衛生分野の試験検査・調査研究の中核的・先導的な役割を担う拠点」とした方がよい。
- ・大分類の5つのキーワードについては、「健康と安全安心の要」の下に他の4つのキーワードが並列で並ぶかたちで整理する。
- ・コンセプトの中に周辺住民との調和を入れておかなくてよいか。県の衛生研究所では地元との協定を結んでいるが、新たな衛生研究所でもそうした対応が必要になるのではないか。
- ・耐震性やハザード対策等の安全性の確保や、環境への配慮など、施設に関するキーワードを大分類の一つとして掲げ、姿勢を示すことも考えられる。ただし、それによってコスト増加につながる可能性はある。
- ・安全性についてはコストがかかっても優先的に取り組むべきである。
- ・太陽光発電や屋上緑化等の環境対策も必要になると思うが、そうしたハード整備に対して国の補助等は活用できないか。
- ・人材育成の中に衛生研究所内の人材育成を位置づける必要があるか。研究所内というよりも行政内部の人材育成ではないか。
- ・コンセプトについて、大分類として「検査・研究の中核的・先導的拠点」「情報の集約分析・発信拠点」「人材育成拠点」「開かれた研究所」に加え、安全・環境等を含めた施設の管理に関わるものを加える。
- ・レンタルラボは施設・設備のみを外部に貸すという意味か。実際に貸すとなるとメンテナンスの問題が生じたり、行政検査の合間で貸すことになるので、現実的ではないのではないか。
- ・条例上は施設のみ貸すことも可能であるが、料金の設定はされていない。
- ・医療機関では高度医療機器について外部の使用を認めている例もあるが、その場合でもその医療機関の職員が操作している。
- ・衛生研究所では、大学・企業等との共同研究や調査を行うことが考えられるので、産学連携をキーワードとして入れるべきではないか。
- ・大分類は抽象的な表現になるので、衛生研究所が何をすところなのかを説明する際には中分類で説明していくことになる。したがって、中分類のレベルで新たな衛生研究所の担うべき役割を詳しく表現しておく必要がある。

○食品について

- ・肉種の検査については、技術の継承として実施している面はあるが、年間10検体ほどしか実施していない。
- ・遺伝子解析検査を実施する必要が生じたときに、日ごろからやっているか否かで差が出ると思う。
- ・健康危機管理に力を入れていくという視点から考えると、食中毒や遺伝子組み換え等に

関する検査は必要になると思うので、日ごろからやっておいて無駄ではないと思う。

- ・食品関連は民間委託できるものが少ないということだが、食品検査の中にも基準があるものと基準がないものがあるはずで、それによって民間委託の考え方も変わってくるのではないかな。
- ・基準がないものについても検査を行っており、基準がないから検査を行わなくていいということにはならない。
- ・検査の対象や内容は時代の流れによって変わっていくと思うが、日ごろからある程度やっていないといざというときに対応できない。そのための検査も一定レベルは必要である
- ・衛生研究所は、検査方法や基準が確立されていないものに対応することが期待される役割であり、逆に民間に委託できるものは規格や基準が決まっているものではないか。検査方法等が決まっていれば民間に対してそれを示すことができる。検査方法や基準が決まっていないものについては民間に対して委託できないのではないかな。
- ・食品関係の検査を民間に委託することは法律上可能なか。法律上可能であるにも拘らず衛生研究所が対応していくとすると、なぜ衛生研究所かという理由が必要になる。
- ・食品関係は行政処分を伴うものが多く、行政処分に係る検査については民間に任せるのは難しいのではないかと考えている。
- ・時代の流れとして他都市において民間検査機関の検査結果を元に行政処分を行うという流れになれば横浜市としても対応が必要になると思うが、横浜市が他都市に先駆けてやっていくというところまで踏み込むのか。一方で、民間委託には民間検査機関の技術力向上につなげていく側面もある。
- ・民間検査に基づく行政処分について他都市に先駆けて対応するのは難しいのではないかな。
- ・生活衛生課から示された民間委託の考え方は分かりやすいが、他の部門についても同じ考え方であれば、衛生研究所が担うべき役割は整理できる。民間委託が可能なものについて、あえて衛生研究所がやることの理由を整理しておく必要がある。
- ・食中毒に関する検査について、原因究明のために検体を集めると思うが、原因判明後の検査について民間に委託することはできないか。
- ・食中毒発生時には感染可能性のある人に検便の提出を依頼するが、協力して提出してもらった検体に対する検査結果を出さないことはできない。
- ・民間では中毒を総合的に検査して原因究明をすることはできない。原因究明後であれば、その原因物質等が含まれているかどうかを検査することは民間でも可能である。
- ・衛生研究所は食中毒等が発生した場合原因究明を第一に考える。原因究明のためにはできるだけサンプルを多く集める必要があるが、原因が判明した後まで集めた検体をすべて検査することは、衛生研究所では人的制約があり難しい。
- ・原因が判明した後は検査を行わないこともあると説明しているし、実際に原因究明後まで全部は検査しているわけではない。原因究明後は必要があれば民間に委託してもよいのではないかな。
- ・原因究明後まで提出されたすべての検体の検査を行うか否かは行政サービスの問題であり、衛生研究所がすべて行うかどうかとは分けて考える必要がある。
- ・食品関連は民間委託できるものが少ないということだが、民間に委託できない理由につ

いて説明できるようにしておく必要がある。

- ・民間に出せる・出せないではなく、衛生研究所で対応できないものについて民間に委託していくということではないか。例えば衛生研究所の許容量が100件として、200件の検査が必要になる場合には残り100件は民間に委託するというではないか。

○薬事について

- ・薬事については、どれくらいの検査を実施しているか。市内の民間検査機関が1つしかないということだが、民間委託を検討するだけの検査数があるのかが分からない。
- ・現在の検査数（年30検体）は多くはないが、指定薬物の検査をどこまでやっていくかによって検査数もかわってくる。現在は麻薬等の指導権限が市に委譲されていないため、指定薬物関係の検査自体が政令指定都市は知事が指定した公的検査機関になっていないが、薬物汚染が広まってきているので、指定した公的検査機関としてやっていった方がよいと思う。もし対応する場合にはそのための予算や機器整備が必要となる。
- ・指定薬物の検査は民間検査機関ではできないので、行政がやるべき仕事である。

○感染症について

- ・結核について、新たな検査法を導入した際、当初は民間で検査可能な期間がなかったの衛生研究所で実施できるよう機器等を導入した。現在は、民間でも検査可能な業者が出てきたので、外注も行うようになった。現在、集団感染を疑う事例については衛生研究所に優先的に検査を依頼している。
- ・検査を依頼する側からみた衛生研究所の強みは、対応が迅速で融通が利くところである。
- ・ホームレスに対する年末年始越冬対策として結核健診を行っているが、入院の可否を判断するための喀痰検査を行う機関がなく、対応に苦慮している。こういった場合、衛生研究所で検査対応ができればと考えている。
- ・血液製剤由来の肝炎対策としてのB・C型肝炎の検査は区では実施しておらず、医療機関に委託している。性感染症対策としてB型肝炎の検査は衛生研究所に依頼しているが、頻度としては年1回イベントで行う程度である。
- ・性感染症については、HIVの検査に合わせてクラミジアと梅毒の検査を行っている。HIVについてはウイルス部門が窓口となって受付を行い、微生物部門にクラミジア等の検査をまわすかたちになっている。
- ・性感染症検査の委託については、国の位置づけを確認する必要がある。同一人の検体について、HIVだけを衛生研究所で検査し、クラミジアや梅毒を民間に委託するのは非合理的である。
- ・HIV、クラミジア、梅毒をパッケージで検査可能な民間検査機関があれば、コストを見た上で民間に委託することも考えられる。ただし、保健所が実施するHIV検査を民間に委託することが可能か否かは確認が必要である。また、HIV検査は匿名検査であり、結果の告知に気をつかう面がある。
- ・例えば、衛生研究所ではB・C型肝炎の検査を実施していないが、衛生研究所で実際に行っていない検査について、民間検査機関の精度管理にどこまで関与できるのか。

- ・検査機器はあっても更新しなければ古くなっていくし、日頃から検査をしていなければ技術も継承されない。
- ・衛生研究所として検体を持っていないといざというときに民間検査機関に配ろうと思っても配れない。そのためには日頃からある程度の検査は行っている必要がある。
- ・民間の精度管理を行うのであれば衛生研究所としてもその検査を行う必要がある。
- ・日頃から検査を行っていないと迅速に対応できない。
- ・まったくやらないというわけにはいかないのであれば、どれくらいの検体が必要になるのか、どこまでやるのかを決める必要がある

○放射能・マイコトキシンについて

- ・放射能について、衛生研究所が検査するとすれば、食品が対象であり、対象食品は多岐にわたる。環境中の放射能は環境科学研究所の検査対象となる。
- ・放射能については、今のところ、すぐに対応するという事にはならないのではないかと。
- ・今ではなく、衛生研究所の再整備にあたり数年後を見据えて、市としてやらなければいけないことか、やればよいということなのかを明らかにする必要がある。
- ・放射能については、3、4年前の機器更新時に見送った経緯があり、現在は対応していない。そのため、例えば海外において原子力発電所での放射能漏れや核実験といった事件・事故が発生し、輸入食品の安全性が問われたときに、どう対応するかが課題である。
- ・放射能について、事件事故が発生したときに備えてということだけでは、そのための施設・設備を導入するのは難しいのではないかと。
- ・放射能については食品衛生課と調整の上、新たな衛研の業務として入れるかどうか検討する。
- ・施設・設備面に記載されているケミカルハザード対応施設の整備については、放射能やマイコトキシンへの対応だけでなく、他でも必要となる。

○今後の検討について

- ・次回の検討に向けて、それぞれの部門×機能に対して現状の諸室面積や導入されている機器を整理し、新しい衛生研究所の業務からみた過不足の有無を検討できるような資料を作成する。
- ・執行会議での指摘にもあるように民間委託をどうするかは重要な課題なので、生活衛生課でまとめていただいたように、他の各課においても民間委託に対する考え方の整理をお願いしたい。

以上

(4) 衛生研究所再整備基本構想策定検討会（第4回）議事録

■日 時：平成21年8月11日（火）9:30～12:00

■場 所：関内第二ビル5階会議室

■議事要旨

1. 確認事項（第3回検討会議事録の内容について）

2. 議題

(1) 新しく求められる衛生研究所のコンセプトについて

【資料「衛生研究所再整備に向けたキーワード」説明】

○コンセプトについて

- ・コンセプトにレンタルラボを入れるのか。本当にやるとすれば機器のメンテナンスや使用スケジュールを綿密な計画を立てて対応する必要がある。
- ・人材育成について、学生や子供の見学・体験が人材育成になるのか。人材育成として位置づけるのであれば、カリキュラムを組んで対応する必要があるのではないか。
- ・先日、消費者生活センターから学校の先生に対する講習の講師依頼があり、今回は対応できなかったが、今後は対応することも考える必要がある。
- ・新たな衛生研究所としてやるべき事業内容を固めたい。厳しい財政状況の中で衛生研究所の再整備にあたっては財政サイドの厳しい査定に対応することを考える必要がある。そのためにはPFIの導入も考えなければいけないが、PFI導入にあたっては民間に委託する部分がないとメリットが出てこない。工夫してやれることはやるべきだと思う。
- ・例えばレンタルラボについては、衛生研究所の職員が外に出て研修指導を行うのではなく、衛生研究所の施設を使って研修指導ができれば時間が拘束されずに済むのではないか。民間委託で行政処分ができないのであれば、同じ施設内で衛生研究所の職員が管理しながら民間が検査を行えば、民間検査に基づく行政処分も可能になるのではないか。
- ・他都市にない取り組みとして、コンセプトの中に民間検査機関の育成を掲げており、それがPFIに反映されるとなお良い。
- ・研修を行うのは良いが、民間に貸すのは疑問である。民間が何をするのが分からないと対応も難しい。
- ・民間が何をしたいかではなく、民間に何をさせるか。育成を兼ねて民間公募で検査を委託することはできないか。
- ・衛生研究所側で室と基本設備を用意して、検査機材等は民間側が用意するのか。
- ・委託の中で民間側が用意することを想定している。
- ・研修については、機器や試薬を提供しているメーカーがやっているのではないか。衛生研究所でそこまでやるのか。法的には可能だと思うが。
- ・新しくやることとして考えてほしい。民間に委託した検査結果でも行政処分ができるように同じ施設内で職員の管理下で検査を行うことも考えてはどうか。現状では民間が検査を行っているものについてもダブルチェックを行っており、民間の検査が信用さ

れていない状況といえる。民間の検査で行政処分を出すことは他都市ではやっていないが、法的に可能なのであれば踏み込んで検討すべきではないか。

- ・民間検査機関を衛生研究所の施設内に入れるよりも検査をする人を派遣で受け入れる方がよいのではないか。登録検査所の登録が必要となる検査内容の場合、同じ建物内では登録できない。そうすると対象が登録ではないものくらいになってしまう。
- ・できないものを無理にやるのではなく、できる可能性のあるものをしていく。
- ・衛生研究所としてどういう可能性があるのか、具体的なものを示さないとイメージできない。
- ・この検討会ではPFIの導入可能性まで検討するのか。
- ・この検討会でPFIの導入可能性について検討はしないが、民間委託の必要性等については念頭において議論していただきたい。
- ・消費生活センターのラボではどのような検査等を行っているのか。技術職もいるのか。
- ・指定品の検査、生活関連の試験等を行っている。
- ・糖分や塩分の検査を行っている程度であり、衛生研究所ほどの検査機能があるわけではない。
- ・消費者庁が設置される動きもあり、消費生活センターの機能強化も必要になるかもしれない中で、その機能を衛生研究所に持ってくることはできないか。
- ・レンタルラボについては、具体性については別途議論するとして、その運用等について精査した上で可否を考える可能性があるということコンセプトの中に入れておきたい。
- ・レンタルラボのイメージとして、スペースが用意されていて登録が必要ない検査を受ける民間が入ってくるということか。公的な検査を持って行政処分をするのであれば、衛生研究所がずっと関わらなくてはいけないことになる。
- ・レンタルラボという言葉がよくないのではないか。
- ・実験室を用意して衛研内〇〇企業実験室のようなお墨付きを与えるのは市民に開かれたというコンセプトとはあわないのではないか？スペースを用意して消費者グループが自分たちでやるために一週間単位で貸すというのであればわかる。
- ・総論としては良いが市民が利用するのと企業が利用するのでは違いがあり、施設計画にも影響するのではないか。
- ・レンタルラボについては、コンセプトに入れておいて建設費を見て除く必要があれば見直すこととしたい。
- ・「必要な人材の確保」「民間委託との役割分担」については全体に関連するので、小項目に入れるのではなく、検討会報告書作成時に文章上できちんと位置づけておけばよいのではないか。

(2)民間委託に関する整理について

【資料「公衆浴場、旅館業、水浴場など行政検査の民間委託について」説明】（生活衛生課）

- ・仙台市、千葉市で民間委託の実績がある。メリットとしては経費の軽減、デメリット

(課題)として精度管理や信頼性確保があげられている。

【資料「医療安全課の依頼検査について」説明】(医療安全課)

- ・薬事について、行政が精度管理ができれば民間委託の可能性があるということか。精度管理について GLP は入っていないのか。
- ・指定検査機関であれば GLP が入っている。
- ・指定薬物については、民間では手に入らない。
- ・試買しているのは、いわゆるやせ薬等であり、検体数は年間 30 検体で決まっているわけではない。
- ・無承認のものについては標準品が手に入らないので、衛生研究所では国から入手している。
- ・民間委託する場合、国から入手した標準品を委託に合わせて民間検査機関に渡すことは可能か。
- ・国の承認が得られれば可能だと思うが、承認が得られるか。

【資料「民間検査機関への検査委託に関する考え方」説明】(食品衛生課)

- ・平成 18 年度に 15 政令市を対象にアンケートを実施した際、2 市で委託を実施していたが、いずれも地方衛生研究所で検査を行う体制がないことによる暫定措置であった。
- ・今年度も 17 政令市に対して電話で聞いたところ、2 市で委託を実施していたが、これは新型インフルエンザの影響により期間限定で委託したものである。
- ・登録検査機関の不適切事例とは、具体的にどのようなものか。
- ・民間検査機関に委託する場合、検査機関と検査を受ける企業との利害関係等、中立性が課題である。
- ・食品について、他都市の民間委託ではどのような検査が委託されているのか。
- ・行政処分に関わるような検査については委託していなかったようである。
- ・実際には検査していないのに検査したようにしていた事例等あったようだ。

【資料「検査に関する民間委託の考え方」説明】(健康安全課)

- ・民間検査機関は検査はできるが、分析、解析はできない。
- ・性感染症について、厚生労働省に確認したところ、地方衛生研究所でなければならないという規定はない。
- ・NAT 検査とは核酸増幅検査のことで、通常、HIV 検査の場合、感染後 2~3 ヶ月経過しないと検査を行っても感染を見つけることができないが、NAT 検査ではその期間が短縮される。
- ・食中毒等が発生した場合、衛生研究所として、原因究明後に、健康不安に対する対応(検査)は行っているのか。
- ・原因究明後の健康不安に対する対応は行っていない。それはルール化されている。

○民間委託の考え方の整理について

- ・民間委託をすることを前提に、委託するためには何が課題かを明らかにする必要がある。例えば民間で不祥事が発生していることを理由に委託できないという理由にはならな

いのではないか。委託するためにはこういう条件をクリアする必要があるという課題を明らかにするような整理が必要である。

- ・民間委託を考える一方で、質の担保のため、いざというときの対応のために検査件数が少なくても衛生研究所としてやっておかなければならないものもある。

(3) 新しく求められる衛生研究所の機能について

○マトリクスについて

- ・表の見方が分かりにくい。各部門が二段に分かれているのはなぜか、
- ・「変更点・変更理由」には施設・機器の変更点について記載するのか。必要な面積等についてはあり方検討会の際にも調査をしており、それを修正すればよいのではないか。
- ・前回調査で出された面積を全部積み上げると1万㎡を超えるが、それは現実的ではない。本当に必要か、なぜ必要かということをはっきりとさせた上で面積を積み上げる必要がある。衛生研究所がこういう機能を担うためにはこれだけの施設・設備が必要ということをはっきりと説明できるようにしておく必要がある。
- ・新たに加えるだけでなく、現在あるものでも既にいらぬものがあれば整理してほしい。
- ・機器がどの部屋に入っているかが整理できれば分かりやすい。
- ・マトリクスの中に共用の諸室(測定室等)が記載されていないので、記載する必要がある。
- ・衛生研究所としての本来の機能をきちんと決める必要がある

○細菌

- ・QFT検査、カビ検査、苦情検査を追加する。
- ・課題については、記載内容に不明な点があり、再整理が必要である。
- ・倉庫4室は共用スペースであり、細菌部門だけのものではない。

○ウイルス

- ・肝炎ウイルス検査を削除する。
- ・ノロウイルス検査を追加する。
- ・課題の中の「原因究明、危害拡大防止のための迅速な検査の実施」は既に実施している

○食品添加物

- ・「食品衛生法に基づく」を削除し、「外部の精度管理等への対応(指導、クロスチェック)」に変更する。

○微量汚染物

- ・微量汚染物の欄がないので追加する。

○薬事

- ・化粧品、無承認・無許可品の検査を追加する
- ・事故・苦情等検査を追加する。
- ・課題欄に指定薬物の検査への対応を追加する。

○水質

- ・飲料水検査、排水行政検査、生活環境水検査に修正する
- ・事故・苦情等検査を追加する。

○環境衛生

- ・シックハウス対策の検査体制の整備よりも、厚生労働省が濃度指針値を設定している13物質への対応というように具体的に記載した方が良い。
- ・環境保健室を追加する。

○家庭用品

- ・事故・苦情等検査を追加する。
- ・無音室、環境保健室を削除する。

○感染症・疫学情報

(試験検査)

- ・妊産婦の喫煙行動に関する研究、救急活動に係る資料による横浜市における事故の現状把握を削除する。

(研修実施)

- ・特別講演 鳥および新型インフルエンザの現状と対策について、薬物乱用防止教育研修会の総司会、統計データ活用研修、(小規模事業所の健康づくり活動に関する実態調査)を削除する。

(4)その他

以上

(5) 衛生研究所再整備基本構想策定検討会 (第5回) 議事録

■日 時：平成21年8月25日(火) 9:30～12:00

■場 所：関内第二ビル5階会議室

■議事要旨

1. 保健環境衛生研究所視察報告

【資料「まもる一む福岡視察」説明】

- ・大スクリーンを使った映像クイズはシステムが大掛かり過ぎて内容の更新ができない。
- ・展示パネルは大学と連携して一年に一度程度は変更している。
- ・交通の便はどうか
- ・交通は、バスで移動したが結構距離があり、地下鉄の駅からも10分程度離れた場所で交通の便はよくないと思う。団体のみ駐車場が利用できる。
- ・入館料はかかるのか。
- ・無料である。
- ・1、2階が開放スペースのようだが、3階以上の研究施設はどうだったか。
- ・時間の都合でまもる一むを中心に見学してきており、研究施設は見ることはできなかった。研究所の組織は環境科学課、保健科学課の2課体制で、環境科学課が環境関係、保健科学課が細菌、ウイルス、感染症等を担当している。まもる一むは環境科学課が管理している。
- ・2階の技術研修ゾーンは研修を定期的に行っているのか。
- ・研修については、定期的にインターンシップ生を受け入れている。また、民間からも依頼についても対応している。
- ・研修スペースは一般にも貸し出しているのか。
- ・一般への貸し出しは行っていないと思う。
- ・来館者の内訳で市外利用者が多いのはなぜか。
- ・ホームページを訪れる人が多いのと、マスコミの影響で市外の認知度が高いためと考えられる。
- ・講座の内容は定期的に変えているのか？
- ・現状では、担当者がホームページ等を参考に思いついたものを新しくやってみるという状況のようである。
- ・どういった人が嘱託員として活動しているのか。
- ・嘱託員は財団法人九州環境管理協会の薬剤師で、30代くらいの女性で相手に合わせて説明するなど話も上手である。
- ・どのような目的で見学ゾーンが作られたのか。
- ・保健環境の市民の学習の場として、市民啓発のために設置されている。
- ・年間利用者数をみると、福岡市の人口の1%程度、市外利用者が多いことを考えると、市民利用は1%未満であり、費用対効果から考えると難しい面もあると思う。
- ・開設から10年ほど経過しているが来場者は増えているのか。
- ・来場者数の推移については確認していない。
- ・周辺の環境はどうか。周辺道路の人通りは多いのか。また周辺に住宅等はあるのか。

- ・近隣に福岡ドームやショッピングセンターがある、住宅は周辺にまばらにあるという状況である。

2. 資料の確認（前回議事録の修正指摘等）

3. 新しく求められる衛生研究所のコンセプトについて

【資料「衛生研究所再整備基本構想検討会報告書目次（案）P.2」説明】

4. 新しく求められる衛生研究所に必要な設備とその根拠について

【資料「衛生研究所再整備に向けた課題及び必要施設・設備の整理」説明】

○細菌

- ・民間に対する精度管理については既に行われているが、課題としてあげられているのは、現在、精度管理がされていないところで衛生研究所の業務としてやっていけないのではないかということだと思う。
- ・そういう意味の精度管理であれば試験検査の欄に書くのではなくて、研修指導や調査研究の欄に移す方がよいのではないか。
- ・精度管理については、技術的な意味合いもあるので試験検査にも関わってくると思う。
- ・試験検査と、調査研究や研修指導の両方に関わるのであれば両方に書いておいた方がわかりやすい。
- ・クラミジア抗原検査については他の課題と比べて具体的すぎるのではないか。
- ・課題の書き方としては個々の検査対象を書くのではなく、公衆衛生の観点から取り組むべき検査への対応という記載でいいのではないか。
- ・細菌については、大半が民間でも検査可能である。ただし行政として公衆衛生上必要なものは何かを分けて考える必要がある。
- ・民間で既にやっていてノウハウも蓄積されているものは、衛研でなくてもいいけど、まずやっていないものでやらなくてはいけないことは（衛研で）やる。もう1つ、技術的な指導も、まだまだ必要だろうというものは具体的な議論として持っておく。そういう整理をした方がよい。

○ウイルス

- ・課題の中の組織横断的な対応というのはどういうことか。
- ・今回の新型インフルエンザの対応のように、緊急時にどのように衛研の中で組織的に対応していくかということが課題だと思う。
- ・新型で大流行が発生した場合にどのように対応するか。
- ・今回のように危機管理としてとらえて対応することになると思うが、H5の場合にはかなり大規模になることも考えられるので、今回のような対応ができるかは不透明である。今回はその訓練とは言わないが、今回のように組織横断的な対応で臨むことになるだろうと思う。
- ・その課題を解決するためには機械よりも人だと思うがどうか。
- ・人については、やはり訓練が必要であり、今回のような機会をとらえて訓練していくこ

とが必要だと思う。ハード面では、例えばバイオハザード室が現在は 1 つしかないが、複数ないと対応が難しいため、バイオハザード施設の充実も必要になると思う。

- ・調査研究の課題の欄にある「教育支援方法の改善」はどういう意味か。
- ・出展資料を確認する。

○医動物

- ・調査研究の課題の欄にある、「寄生虫、原虫検査等は新たな検査技術の導入」とは何か。
- ・クリプトだけでなくいろいろと新たなことはあると思う。
- ・海外から寄生虫等が持ち込まれる可能性があるので、その検査技術については今後研修をやっていかないといけないと思う。

○実験動物

- ・実験動物のスペースは現在あるのか。
- ・現状ではない。
- ・実験動物の部屋をどうするかというのは今後の課題にはなる。例えば実験動物を飼育するための部屋についてこれだけの部屋数が必要か。福岡のまもる一むの平面図を見ても実験動物室の隣の飼育室は面積的にはそれほど大きくない。
- ・神奈川県衛研でも実験動物のスペースはそれほど大きくはない。変更に記載してある面積は県衛研と同じ程度である。
- ・必要な部屋と面積については衛生研究所内部で再度精査する。

○部門共通

- ・微生物部門では共通部門の欄があるが、理化学部門の場合、共通の測定器室があり、表中では食品添加物の欄に入れられているが実態と合っていないので、そういったものは部門共通というかたちで記載したほうが現状との比較ができると思う。
- ・食品添加物の現状の欄に記載されている測定器室は、部門共通のところに入れた方が見やすいと思う。
- ・現在は測定器室が 4 部屋あるが、機器によって部屋を分けているのか。再整備にあたり、今後レイアウト等を考える際に何のための実験室かを明らかにする必要がある。単に実験室を並べてしまうという単純なことにならないように、変更後の諸室について工夫して入れておく必要がある。
- ・測定器室は、分析機器だけが入っている部屋であり、実験室は例えば蒸留装置等、どちらかという機械でやるよりも手作業で前処理をやるような部屋になる。測定器室自体は部屋として独立していないといけない。フロアは同じフロアのほうが良い。
- ・部門共通については、理化学部門の備考欄のようにその部屋をどこが共通で使うかが分かるように記載する方法もある。
- ・部門共通の欄を作る方が共有スペースの整理としてわかりやすいのではないか。

○食品添加物

- ・課題のうち、外部精度管理への対応についてクロスチェックが入っているが、現在はクロスチェックは行っているのか。

- ・クロスチェックは行っていない。もし外部精度管理等への対応を取り上げるのであれば、研修指導の方に関わるのではないか。
- ・情報収集・解析・提供の現状欄が空欄になっているが、例えば検査情報月報やホームページ等の原稿や材料は各課で作成しており、情報収集・解析・提供業務をまったくやっていないわけではないので記載しておいた方がよい。
- ・やっていることについてはきちんと書いておいたほうがよい。
- ・全体共通で記載するもののほか、特筆すべきものがあれば各課で出してもらおう。

○微量汚染物

- ・ケミカルハザード施設の整備は必要である。バイオテロや化学テロ発生時に検査するのは衛研になる。その際に、バイオハザード、ケミカルハザードがないとできないということになりかねない。
- ・検体が衛研の入り口を入った瞬間から衛研の中で検査することになるが、衛研に検体が持ち込まれるまでの手続きや、衛研まで検体を誰がどのように持ち込むのかといったことは整理しておく必要がある。
- ・県衛研では P3 施設を個別に持つように整備しているが、ケミカルハザード室は各部門で個別に持つ必要があるのか、それとも共通でもよいのか。
- ・ケミカルハザード室を使う検査がそれほど多くないので、共通でもよいと思う。
- ・微生物部門でも細菌とウイルスが同じフロアであれば共通でもよいと思う。フロアが違えば、管理区域の関係でなかなか共通というわけにはいかないと思う。
- ・離れ過ぎていと管理区域を飛び出すことになってしまうので共通というのは難しいと思う。
- ・洗浄室の配置についても管理区域を踏まえて配置する必要があると思う。

○水質

- ・現状の「苦情品行政検査」は、他と同様に「事故及び苦情等の検査」の方がよい。品ではないので苦情等にする。
- ・課題の「レジオネラ検査体制の整備」は既にやっていることで課題として記載しておく必要はないと思う。
- ・既に業務としてやっていることを課題として記載するのは、やっていないという誤解を与えるので記載しない方がよい。
- ・検査データ等の管理システムについては、水質だけでなく理化学部門共通の課題なので共通の欄に移した方がよい。
- ・検査データ管理システムについては、情報システムの問題だと思うが、そのための部屋は必要になるか。
- ・基本はシステムの話なので、データ管理室というほど大きなものはおそらく要らないと思う。
- ・データ管理や入退室管理も含めてセキュリティ対策は必要である。
- ・水質の面積合計が現状の 10 倍になっているが、なぜか。
- ・共通の測定器室を水質のところで計上している分は増えている。それ以外はな

ぜこれだけ必要かわからない。

- ・衛生研究所内部で再度精査する。

○環境衛生

- ・現状の欄に「事故及び苦情等の検査」が入っていないので入れる。
- ・課題として 13 物質が検査ができるような機器や部屋を整備することは前から言われているので整備する必要があると思う。

○家庭用品

- ・輸入家庭用品の検査体制の整備は削除する。

○薬事

- ・実際に無承認無許可医薬品の検査は現状でもやっているが、課題にあげられているのはなぜか。
- ・充実という意味で記載してあると思う。
- ・施設・設備に関係するのであれば課題として書いておいた方が、なぜその施設・設備が必要か、がわかりやすい。現状でもやっているけれどもまだまだ量的には問題があるので拡大することが課題なのであれば記載しておいた方が良い。
- ・機器の整備は必要なので、そういう意味では課題として記載しておいていいと思う。民間でなかなか対応できず、持ち込む先がないから衛研に持ち込まれてきていることもあり、これからも拡大する方向だと思う。
- ・新しいものが出てくると、それに対して検査に対応する必要が出てくる。
- ・検査の充実というような概略的な表現ではなく、種類を増やす、量を増やすというようにはっきり言った方がわかりやすい。
- ・検査を行う対象の種類や量が増えることによって検査機器も増え、標準品~~検体~~等をストックする必要が出てくるので、全体の面積も増えるということで考えていくと具体的になってくる。
- ・健康危機管理検査とは何か。健康食品等の健康被害であれば事故及び苦情品等検査に該当するのではないか。
- ・事故及び苦情品等検査であれば現状でも実施しているので課題に記載しなくてもよいのではないか。
- ・調査研究にも同じ課題が記載されているので、調査研究の課題として入れておいていいのではないかと思う。
- ・現状やっていることであれば課題にはならないのではないか。課題は今までやってなかったことに対してこれからやらなければいけないことであって、それをやるためには衛研の施設や設備の充実が必要だということになる。新型インフルエンザのようなものが出てしまうと機器が不足して必要になるので課題になると思う。現状でやっていることの範囲を越えるような話が出る可能性があるのであれば課題として書いていいと思うが、そうでないのであればそれは課題でなく現状として記載すべきものだと思う。

- ・薬事の欄で試験検査と調査研究の課題の表現がまったく同じなので表現を変えた方がよい。
- ・試験検査と調査研究の課題の表現については衛生研究所で再度検討する。
- ・薬事の現状の面積が記載されていないのはなぜか。また、薬事では現状→変更で部屋数は減っているが、面積も減っているのか。
- ・薬事については、現状の面積データが入手できなかったため、現状の面積については空欄としてある。
- ・現在の薬事の部屋は、元々は薬事専用の部屋ではなく、実質的に薬事で使っていない部屋も含まれている。面積としては不足している。

○疫学情報

- ・共用部分でも研修施設はあるが、研修機能強化が課題としてあげられているので、疫学情報の新たな施設として研修室を入れておいた方がよいのではないか。

○共用部分

- ・開かれた研究施設というコンセプトを施設面でどう実現するか。例えば、福岡のような開放スペースを設けることも考えられるし、研究室についても廊下を広くしてガラス越しに研究室が見えるようにしたり、パネルを常設できるようにすることも考えられる。
- ・今回の新型インフルエンザでは泊り込みで検査が行われていたが、仮眠をとるスペースやシャワーも必要ではないか
- ・現在の施設でも宿直室はあるが、現在は更衣室になってしまっている。
- ・衛生研究所では、労働安全衛生法上の休養室又は休養所の確保も必要になる。
- ・衛生研究所には現在は公用車がない状況だが、車、車庫も必要になるのではないか。
- ・今回の諸室面積には排水処理施設、廃棄物の置場が入っていない。使用済みの検体を処理する際に、回収されるまでに腐敗してしまうこともあるので冷蔵倉庫が必要である。
- ・排水処理施設については、県の衛生研究所では地下に配置している。
- ・現状では会議室がない状況だが、会議室はあった方がよいと思う。
- ・現行の面積の合計が 2000 m²台となっており、延床面積 5500 m²と大きな差があるのはなぜか。
- ・廊下等の共用スペースを計上していないのと、別館の面積が入っていないことによる。
- ・共用スペースはどれくらい必要か。
- ・一般的なオフィスビルの場合、レントラブル比は 65～70%程度を言われており、3割程度が共用スペースと考えられる。

○全体（表のまとめ方について）

- ・全体を通して、可能性のあるものについては掲載しておく必要がある。
- ・表に記載されている名称と現在の用途が異なることが多い。例えば表中の 5 階の血清室はウイルスの欄に記載されているが、実際には微生物部門共通で使っており、細菌や医動物も使っている状況にある。現状を表に反映しておく必要があるのではないか。

- ・ 財政部門と折衝する際に、現状から変更がなければ財政に対しても説明しやすいが、面積が増えていけば増やす理由を説明する必要があるし、新しい部屋の名前があるとなぜこの部屋が必要かを説明する必要がある。現在使用している部屋の機能をそのまま移行するのではであれば、図面上の名称にあわせて面積等を比較できるようにしておいた方が財政部門との折衝する際に説明しやすい。
- ・ 専門施設・設備については、共用というよりも各部門でこういった機能を発揮するためにこれくらい必要というように、専門性を打ち出した方が財政に対して説明しやすい。
- ・ 必要な施設面積、設備については衛生研究所で再度精査する。

5. 民間委託の考え方に関する整理について

【資料「検査に関する民間委託の考え方」】

○医薬品等

- ・ 医薬品等の精度検査は厚生労働省が行っている。
- ・ 他政令市等の民間委託実施状況について調査をする。

○家庭用品

- ・ 「生活用品」を「家庭用品」に修正する。
- ・ 家庭用品に関して、東京 23 区は都から権限委譲されているが、検査施設・設備を持っていないところでは民間委託していたと思う。
- ・ 政令市で民間委託しているところはないと思う。また、県内でも民間委託しているところはない。

○水質検査

- ・ 水質検査に民間検査結果による行政処分(業務停止処分)は茨城県、宮崎県、鹿児島県で事例があるが、これはレジオネラの集団感染が発生したという結果から行政処分を実施しているのであって、水質検査の結果だけで処分はしているわけではない。
- ・ 夏場のプールの水質検査のように一時期に検査が集中するものを民間に委託すれば、衛生研究所本来の業務に注力することができるのではないか。

○感染症

- ・ 結核については、衛生研究所に依頼しているのは QFT 検査だけである。
- ・ 性感染症検査、結核検査については民間検査機関でも対応できるが、公衆衛生の観点から衛研の取り組みが必要になるところも出てくると思う。
- ・ HIV については衛生研究所での検査の一部を研究協力にあてており、同一人の検体を衛研と民間に分けて検査をするのは合理的ではないため現状では委託は困難。研究協力が終了後は、費用が安く、精度管理の問題がないのであれば委託の可能性もあるが、現実の問題として、毎日検体が発生しており、夜間、土日検査も実施しているため衛生研究所のみで管理をした方が運用はしやすいと思う。

○精度管理

・登録衛生検査所の精度管理については、神奈川県、川崎市、横須賀市、相模原市と共同で年1回実施している。

6. 報告書案について

【資料「衛生研究所再整備基本構想検討会報告書目次（案）P.2」説明】

・本日は目次のみだが、報告書については案ができ次第、各委員に送付し、内容を確認していただくことにする。

以上

資料3. 衛生研究所の再整備に向けた課題及び必要施設・設備の整理

検査研究	微生物	検査	機能業務				施設・設備				
			試験検査		調査研究	情報収集・解析・提供	研修指導	現状施設	変更施設	用途等	備考
			現状	課題	現状	課題	現状	課題	現状	変更	用途等
			<p>○海外渡航者下痢症検査(培養・同定)</p> <p>○腸管系病原菌の培養・同定検査(培養・同定)</p> <p>○その他の細菌(分離・同定)</p> <p>○食中毒等原因菌検査(培養・同定)</p> <p>○核酸検査</p> <p>○食品細菌</p> <p>○クラミジアトラコマナス検査</p> <p>○QFT検査</p> <p>○カビ(真菌)検査</p> <p>○古菌検査</p>	<p>○院内感染における疫学調査</p> <p>○市内7病棟の臨床分離/耐性RSAの疫学的解析</p> <p>○市内で分離されたノゾミア菌の疫学的解析</p> <p>○カビ/真菌における薬剤耐性菌の出現状況</p> <p>○鶏肉のサルモネラ汚染実態調査と疫学解析</p> <p>○7種のPCRを用いた食中毒の迅速診断法の検討</p> <p>○PCR法を用いた7/373菌種の検出法の検討</p> <p>○市内で分離されたO157の迅速な検出法の検討</p> <p>○電気泳動法による分子疫学的解析</p> <p>○食品等事業者の自主検査施設における精度管理の支援</p>				<p>○細菌室</p> <p>○細菌実験室(3)</p> <p>○バイオハザード室</p> <p>○無菌室(2)</p> <p>○滅菌室</p> <p>○培地調整室</p> <p>○冷蔵室、冷蔵・冷凍室</p> <p>○洗浄室</p> <p>○準備室(2)</p> <p>○前室</p> <p>○倉庫(3)</p> <p>○病理実験室</p>	<p>○細菌実験室(5)</p> <p>○真菌室</p> <p>○遺伝子実験室(3)</p> <p>○菌株保存室(2)</p> <p>○安全実験室</p> <p>○薬剤感受性実験室</p> <p>○暗室</p> <p>○培地保管室</p> <p>○培地調整室</p> <p>○検体保管室</p> <p>○冷蔵室</p>	<p>食品細菌、腸管系細菌・細菌性食中毒、QTF等、呼吸器カビ、酵母(真菌菌も含む)</p> <p>細胞、PCR、解析、シーケンシング、LAMP、RFLP、電気泳動、PFGE</p> <p>常温保存用、冷凍保存用</p> <p>BSL3病原菌用</p> <p>薬剤感受性実験、抗菌剤用</p> <p>検体用フリーザー</p> <p>試薬、培地類</p>	<p>GLP対応、感染症法対応、独立空調設備</p> <p>感染症法対応、独立空調設備</p> <p>GLP対応、感染症法対応、独立空調設備</p> <p>全館空調設備、独立空調設備</p> <p>前室、エアーシャワー、機械室含む、独立空調設備</p> <p>独立空調設備</p> <p>独立空調設備</p> <p>独立空調設備</p> <p>GLP対応、独立空調設備</p>
			<p>■精度管理</p> <p>■公衆衛生の観点から南研が取り組むべき検査、民間に委託困難な検査への対応</p> <p>■総合的な感染症対策ができる検査体制の整備</p>				<p>■「バイオ」施設の拡充</p>				
			<p>○感染症サーベイランス業務</p> <p>○ノロウイルス検査</p> <p>○H1V検査</p> <p>○ウエストナイルウイルスのサーベイランス事業</p> <p>○高病原性鳥インフルエンザウイルスの検査</p> <p>○原因究明、危害拡大防止のため迅速な検査の実施(ノロウイルス感染症発生時等)</p>	<p>○検体における回虫卵検査体制の確立と国産及び輸入の市販卵の混入検査</p> <p>○ノロウイルスの遺伝子解析</p> <p>○ノロウイルスの流行解析</p> <p>○「アズノ」阻害薬投与時におけるウイルス量の変化と耐性株調査「アズノ」について</p> <p>○RSVの疫学調査</p> <p>○小児下気道感染症の原因ウイルス検査</p> <p>○RSV感染症の診断に関する研究</p> <p>○「カルシウム」法を用いたエコー法の2つA群の同定</p> <p>○「カルシウム」法迅速診断法の検討と各種検出方法の比較</p> <p>○聴覚障害者学生を対象とした「エコー」予防教育</p>			<p>○ウイルス室(2)</p> <p>○ウイルス実験室(5)</p> <p>○無菌室(6)</p> <p>○滅菌室</p> <p>○洗浄室</p> <p>○冷蔵室</p> <p>○処理室</p> <p>○暗室</p> <p>○血清室(3)</p>	<p>○ウイルス実験室(3)</p> <p>○細胞培養室</p> <p>○検体処理室</p> <p>○血清検査室</p> <p>○血液処理室</p> <p>○検体前処理室</p> <p>○試薬調整室</p> <p>○ウイルス前処理室</p> <p>○安全実験室</p> <p>○遺伝子解析室</p> <p>○電気泳動機器室</p> <p>○核酸検査室</p> <p>○電子顕微鏡室</p> <p>○フリーザー室</p> <p>○冷蔵室</p>	<p>ノロウイルス検査、呼吸器系ウイルス、腸管系ウイルス</p> <p>インキュベータ設置室</p> <p>検体処理用インキュベータ設置</p> <p>性感染症検査</p> <p>血清検査の前処理</p> <p>(便)ノロウイルス等の検体前処理</p> <p>(便)ノロウイルス等の試薬調整室</p> <p>(食料、他)ノロウイルス等の検体前処理</p> <p>二重病原体の実験・保存・滅菌(BSL3)</p> <p>シーケンサー設置</p> <p>各種電気泳動装置設置</p> <p>高濃度検体PCR装置</p> <p>走査型および透過型電子顕微鏡設置</p> <p>ディープフリーザーを設置</p> <p>培地、試薬類を保管</p>	<p>接種用安全キャビネット、顕微鏡台、インキュベータ</p> <p>性感染症検査</p> <p>RNA用前処理室を含む</p> <p>専用前処理室を含む</p> <p>前室を含む</p> <p>前室を含む</p>	
			<p>■新型感染症への対応</p> <p>→集中的な検査への組織横断的な対応</p>	<p>■新興・再興感染症や食中毒の原因究明に係わる遺伝子解析の充実・強化</p>	<p>■より迅速かつ的確な感染症情報の収集と解析情報の還元</p>	<p>■「バイオ」施設の拡充</p>					
			<p>○衛生動物発生状況調査(捕集)</p> <p>○蚊調査(捕集)</p> <p>○衛生動物同定試験</p> <p>○殺虫剤効力試験(有料依頼)</p> <p>○食品中異物検査</p>	<p>○感染症媒体「カ」の実態一成虫捕獲調査一</p> <p>○感染症媒体「カ」の実態一稚虫の屋外生態調査</p> <p>○瀬子区及び保土ヶ谷区の雨水排水発生状況調査及び殺虫剤効力試験</p> <p>○横浜市内における飛翔昆虫相(2006)</p>			<p>○医動物室(3)</p> <p>○飼育室</p> <p>○倉庫</p> <p>○殺虫剤試験室</p>	<p>○衛生動物実験室</p> <p>○標本室</p> <p>○飼育室(2)</p> <p>○殺虫剤試験室</p> <p>○原虫検査室(2)</p> <p>○原虫実験室</p>	<p>衛生動物全般の実験、観察、同定</p> <p>標本保存、展示、文献</p> <p>衛生動物の飼育、恒温・恒湿飼育</p> <p>殺虫剤効力試験</p> <p>水系原虫前処理室、復系原虫前処理室</p> <p>原虫検査室、微分干涉顕微鏡</p>	<p>前室を含む、飼育室と別区画</p>	
			<p>■寄生虫、原虫検査等新たな検査技術の導入</p> <p>■専門知識、適正のある職員の確保</p>								
						<p>○SPF飼育室(2)</p> <p>○動物飼育室(3)</p> <p>○実験解剖室</p> <p>○洗浄室</p> <p>○観察室</p> <p>○前室(2)</p>	<p>○飼育室(2)</p> <p>○準備室</p> <p>○実験室(2)</p> <p>○前室(5)</p> <p>○倉庫(3)</p> <p>○更衣室(2)</p> <p>○洗浄室</p> <p>○ABSL3〜5緊急専用IIT(3)</p> <p>○滅菌準備室</p> <p>○滅菌準備室</p> <p>○部門別カンファレンス室</p> <p>○事務室</p> <p>○倉庫</p> <p>○薬品庫</p> <p>○検体受付</p>	<p>SPF動物、「カ」</p> <p>SPF動物飼育に伴う作業</p> <p>非感染性動物実験、ABSL3動物実験</p> <p>SPF飼育室前室、ABSL3前室、その他(3)</p> <p>飼料保管、床敷保管、飼育用器材保管</p> <p>動物舎内用実験衣、ABSL3専用着衣</p> <p>飼育用器材の洗浄、滅菌</p> <p>ABSL3直接入退室IIT</p>	<p>感染性の疑われる試料の直接搬入</p> <p>GLP、書類管理のための読書庫併設</p>		
					<p>○検査情報月報やホームページ等の掲載情報の作成</p>						

		機能 業務				施設・設備				
		試験検査	調査研究	情報収集・解析・提供	研修指導	現状	変更	用途等	備考	
理化学	食品添加物	<ul style="list-style-type: none"> ○食品添加物検査 ○事故及び苦情品等検査 ○遺伝子組み換え食品検査 ○アレルギー物質を含む食品検査 	<ul style="list-style-type: none"> ○白ウツ豆中のL-ドパミンによる健康被害について ○食品苦情の分析法の検討—赤外分光分析の活用 ○食品中の食品添加物分析法の検討—カカオカカオに関する試験—加工食品における70μg/kgの精度管理方法—旧ELISA法での検討— ○異物検査におけるDNA抽出キットを用いた肉種鑑定 ○水素化物質発生装置を用いたヒ素の測定におけるSISの影響 ○過去の苦情事例の解析 		<ul style="list-style-type: none"> ○衛生監視員研修 ○衛生監視員実務研修講師派遣 ○日本薬学会 試験法委員会委員 ○セミナー講師派遣 ○研修会講師派遣 ○看護専門学校への講師派遣 ○新任医師研修 ○学生のための業務研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○食品添加物室(2) ○測定器室(4) ○天秤室 ○精密室(2) ○倉庫 	<ul style="list-style-type: none"> ○食品添加物室(2) ○金風分解室 ○GMO、70μg/kg等実験室(2) ○GMO、70μg/kg等機器室 ○食品粉砕室 ○機器室・恒温室 			
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ■外部精度管理等への対応(技術指導、加圧) ■食品事故発生時の緊急検査への対応—原因物質の究明(例：メラミン) 	<ul style="list-style-type: none"> ■収去検査、食中毒調査、保健所や市場検査所等の意見・要望、市民ニーズに直結・反映した調査研究の実施 ■食品汚染原因物質(理化学、微生物)の検査方法・技術の開発・改良、継承 ■試験検査方法の開発・改良に関する調査研究の充実(食品のアレルギー物質への対応等) 		<ul style="list-style-type: none"> ■外部精度管理等への対応(技術指導、加圧) 	<ul style="list-style-type: none"> ■居室、実験室の区画整備(GLP対応) ■遺伝子・70μg/kg検査のための施設整備(クリーンルームの整備) 				
微生物	現状	<ul style="list-style-type: none"> ○残留農薬検査 ○食品汚染物検査 ○動物用医薬品検査 ○事故及び苦情品等検査 	<ul style="list-style-type: none"> ○次亜塩素酸ナトリウム処理したL-ドパミンより生成するカカオ中の中間生成物質に関する検討 ○超臨界流体を用いた農作物の有機性農薬の抽出 ○昇温気化注入口及び「試料」リットル注入による「カカオ」中の「カカオ」成分の分析 ○カカオ臭物質2-メチルプロパノールの分析法の検討 ○かぶの葉から検出されたトリカブト成分の分析 ○ボツジテリスト制度に対応したLC/MS及びGC/MS/MSによる動物用医薬品等の検査体制の構築について ○特異的検出器付きGC/MSを用いたボツジテリスト関連残留農薬一斉分析法の検討について ○LC/MS/MSを用いたボツジテリスト関連残留農薬分析法の検討について ○トドカイリノ系抗生物質の検査法の検討 ○日常食中の汚染物質取組調査研究 		<ul style="list-style-type: none"> ○衛生監視員研修 ○学生のための業務研修 ○看護専門学校への講師派遣 ○新任医師研修 ○課題待成型研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○微量汚染物室(3) ○環境測定室 ○薬理実験室 ○生化学実験室 ○1検査室(関係施設含む) ○フィルター室 	<ul style="list-style-type: none"> ○微量汚染物室(2) ○微量汚染物準備室 ○ケミカルハザード室 ○環境放射能測定室 ○放射線照射食品検査室 			
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ボツジテリスト制への対応強化(農薬項目数の増と標準作業書30Pの増) ■「カカオ」(カカオ)等(カカオ)等の検査体制整備 ■食品事故発生時の緊急検査対応(原因物質究明) 	<ul style="list-style-type: none"> ■放射能、カビ毒等調査研究の着手 ■試験検査方法の開発・改良に関する調査研究の充実(食品の残留農薬のボツジテリスト制導入に伴う一斉分析) 		<ul style="list-style-type: none"> ■民間との役割分担の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ■放射線「ド」施設の整備(放射線「ド」用「ド」試料保管庫、γ処理装置等の整備) 				
水質	現状	<ul style="list-style-type: none"> ○飲料水検査 ○排水検査 ○生活環境水検査 ○事故及び苦情品等検査 	<ul style="list-style-type: none"> ○下水処理水の再利用時における水質実態調査 ○プール水中の臭素酸イオンの分析 ○循環式浴槽における浴水の浄化・消毒方法の最適化に関する研究 ○平成15年の水道法水質基準改正に伴い、告示として示された検査方法に対応するための検討 ○非イオン界面活性剤測定方法の検討 ○排水中の臭素種の測定 		<ul style="list-style-type: none"> ○特別講演 都心における水利用の高度化と安全性 ○衛生監視員研修 ○技術研修(異物検査について) 	<ul style="list-style-type: none"> ○取用水室 ○排水室 ○水生生物室(2) ○準備室 ○測定機器室 ○OA室 ○倉庫 	<ul style="list-style-type: none"> ○水質実験室(2) ○水質資料処理室(2) ○水質検体受付・検見検査室 ○水質環境微生物室 			
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ■民間委託の推進(例：スリーピング、排水検査) ■水質50項目の検査の継続、検査の技術レベル維持 ■地下水利用施設の安全確保と水質事故時の迅速かつ適切な検査体制の整備 ■検査データ等の管理システムの導入 			<ul style="list-style-type: none"> ■データ管理室 					
環境衛生	現状	<ul style="list-style-type: none"> ○室内における揮発性有機化合物(VOC)等の調査及び発生原因究明調査 ○事故及び苦情品等検査 	<ul style="list-style-type: none"> ○カカオの原因究明に関する調査研究—公共建築物で使用される化学製品のVOC等調査— ○健康危機管理事例及び劇毒物の迅速検査の検討 ○極微量「カカオ」測定装置を用いた化学物質測定方法の検討 		<ul style="list-style-type: none"> ○アルタイムPCRのためのDNA抽出と精製 ○アラシゲメント(CP-MS7500e) ○セミナー講師派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境衛生室 ○天秤室 ○環境保健室 ○倉庫 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境衛生室 ○室内空気試料調整室 ○標準品・標準ガス調製室 ○小型チャンバー室 ○大型チャンバー室 			
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ■シックハウス対策(厚生労働省が濃度指針値を設定している13物質の検査体制の整備) 	<ul style="list-style-type: none"> ■調査研究や健康危機管理への体制の維持 ■保健所のニーズに直結・反映した調査研究の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ■受益者負担の検討 ■人的交流、連携強化 ■民間との役割分担の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ■高度安全実験室(「ド」施設)の整備拡充と健康危機管理への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○室内空気検体保管冷蔵庫 ○室内空気検査器具保管庫 			
家庭用品	現状	<ul style="list-style-type: none"> ○繊維製品、塗料等の家庭用品検査 ○事故及び苦情品等検査 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭用品中の臭素化ジフェニルエーテルの分析 		<ul style="list-style-type: none"> ○衛生監視員研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭用品室(2) 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭用品実験室(2) ○容器試験「カカオ」70μg/kg ○実験室 ○検体保管庫 ○暗室 			
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ■家庭用品の「カカオ」ではない「カカオ」、農品等による健康被害への対応 								

		機能業務				施設・設備			
		試験検査	調査研究	情報収集・解析・提供	研修指導	現状	変更	用途等	備考
		施設	施設	施設	施設	施設	施設	施設	施設
業事	現状	○医薬品、医薬部外品、化粧品等の検査 ○健康食品等の検査 ○無承認無許可医薬品の検査 ○健康危機管理検査 ○事故及び苦情等検査	○変色加工したシワの落下効果に関する研究(その2) ー発酵シワの薬理作用の確認及びHPLC上の未知物質の検出		○学生のための業務研修 ○衛生監視員研修 ○日本薬学会 試験法委員会委員 ○看護専門学校への講師派遣	○薬事室(3) ○クリーンルーム ○減音室	○薬事室(2) ○恒温恒湿実験室		
	課題	■無承認無許可医薬品の検査の充実 ■指定薬物の検査 ■指定薬物の検査	■無承認無許可医薬品の検査 ■健康危機管理検査 ■指定薬物の検査						
	部門共通			○検査情報月報やホームページ等の掲載情報の作成			○事務室 ○検体受付 ○倉庫 ○薬品庫		
感染症 疫学 情報	現状	○感染症情報 ○公衆衛生情報	○横浜市感染症発生動向調査における、定点医療機関からの報告状況の実態	○感染症発生動向調査 ○検査情報月報 ○ホームページ ○E-メールによる問い合わせ	○学生のための業務研修 ○衛生監視員研修 ○統計解析研修 ○技術専門学校への講師派遣 ○地域保健事業支援研修会(業務支援研修) プレゼンテーション研修 ○新医師臨床研修(疫学演習) ○課題待ち込み型研修	○感染症免疫情報課 ○情報機器室 ○研修室	○事務室 ○情報機器室 ○研修室 ○倉庫		
	課題		■研究成果の活用方法の改善(調査研究成果の区へのフィードバック) ■医療機関との連携強化(医療機関により報告状況にばらつきがあったり、新たに調査を依頼する場合は調整が必要である)	■公衆衛生情報等の解析一區へのフィードバック ■疫学情報の解析・発信 ー感染症対策に関する説明根拠情報の提供 ー専門的な統計処理等 ■区が事業展開する上で根拠として活用可能統計情報の提供(例:横浜版「国民衛生の動向」) ■ホームページの充実 ■感染症発生動向等の提供方法の工夫 ■感染症発生動向調査事業等の健康安全課との共同運営(情報共有の徹底を基にした連携強化) ■健康づくり係長会議等を通じた各区への情報提供 ■地域保健対策に係わる疫学情報等の解析機能のさらなる充実	■研修ニーズの把握 ■効率的な研修の実施 ■国、他自治体が開催する研修会への支援 ■研修担当者の育成 ■地域保健・医療・福祉従事者の育成支援推進 ■局との連携の調整 ■対象者のニーズに対応した統計→活用研修等 ■局区職員の参加 ■健康安全課主管の研修を協力して実施(連携強化と役割分担) ■区福祉保健センターからの課題待ち込み型研修の実施(研修時間の確保)				
共通	機能共通	■緊急時への迅速な対応 ■民間検査機関への委託の可能性 →民間検査機関との役割分担 ■民間に委託する場合の検査の信頼性確保 →取付状況や精度管理を点検・評価できる技術保持 ■原因究明・オーダーメイド型検査への対応 →技術力、経験の蓄積 ■平常時の検査の中で真に行政として直接実施すべきものの検証 ■健康危機発生時の原因究明や行政処分の科学的根拠となる検査データ提供に向けたさらなる精度管理の徹底	■行政ニーズ(市民の不安解消や健康被害の拡大防止)に対応した調査研究の実施 ■原因究明に関する検査に迅速に対応する体制(健康危機管理体制)確保に向け、平常時から技術の維持向上につながる調査研究の実施 ■公衆衛生に関する課題解決のための調査研究の実施による新たな発見や提言 ■試験検査への反映(試験検査の技術の維持向上、精度管理を適切に行う基礎となる調査研究) ■行政施策への反映(保健所と連携を図りながら公衆衛生行政推進に必要な調査研究の実施) ■調査研究成果の公表と積極的なPR	■専門図書(学術専門誌、専門雑誌、新聞などの購入を停止している状況) ■積極的疫学調査の支援(保健所が行う感染症の積極的疫学調査に関する医学的・疫学的情報提供やサンプリング、データ解析に関する助言などの支援の実施) ■積極的な情報提供(市民向けと専門家向けに区別した情報提供の工夫、試験検査や調査研究を通して得られた知見や健康被害に関する最新情報の迅速・正確な提供、データベースとしての機能)	■研修の守備範囲と有効性の再検討 ■本来業務である試験検査や調査研究に支障が出ないよう配慮が必要				
	検査調査共通	■技術力の維持・継承→一定の検査量の確保、検査と調査研究の連携 ■人材育成→日常の検査・調査研究業務等を通じた経験の蓄積、技術継承 ■増加する健康危機への対応(新興感染症等) ■他の研究機関との連携による迅速・的確に対応できる体制整備							
	全体共通	■新たな衛生研究所のコンセプトの明確化 ■市の政策ニーズへの対応 ■衛生研究所に検査等を依頼する側のニーズへの対応→庁内関係セクション ■効率的な施設整備・管理運営 ■技術継承・人材育成(学会への参加や他機関の研究者との交流) ■職員的能力や成果が適切に評価されるような人事システムの検討 ■評価機能の強化 ■市民等に開かれた施設					○所長室 ○応接室 ○管理課事務室 ○倉庫(2) ○図書室 ○講堂 ○電子顕微鏡室 ○会議室 ○休憩室 ○ロッカー室(男女)	○所長室 ○応接室 ○管理課事務室 ○倉庫 ○図書室 ○講堂・会議室 ○電子顕微鏡室 ○休憩室 ○シャワールーム ○ロッカー室(男女)	
						■安全性の確保 ■耐震性 ■セキュリティ ■市民等に開かれた施設			